

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

① 名称：北九州国際展示場

所在地：北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

施設概要：展示場棟 31,280㎡

大展示場、会議室、主催者室、事務室、地下駐車場等

事業内容：展示会、見本市の開催の場を提供することにより、産業及び貿易の振興並びに国際交流の推進を図る。

② 名称：北九州国際会議場

所在地：北九州市小倉北区浅野三丁目9番30号

施設概要：延床面積 8,997㎡

メインホール、イベントホール、会議室、事務室等

事業内容：国際会議等の開催の場を提供することにより、国際化の推進及び市民文化の向上を図る。

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：公益財団法人北九州観光コンベンション協会

所在地：北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

主な業務内容：

- ・工業製品等の展示会、見本市等の開催、誘致及び支援
- ・各種会議、大会等コンベンションの誘致及び支援
- ・観光客の誘客及び滞在化促進
- ・各種展示会、コンベンション及び観光等に関する広報及び宣言
- ・各種コンベンション及び観光の事業の用に供する施設の管理・運営等

2 指定の経緯

令和6年 7月23日	指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）
令和6年 9月 2日	申請受付開始
令和6年 9月20日	申請締め切り
令和6年10月 2日	指定管理者検討会の開催
令和6年10月 日	指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[財務専門家] 齊藤 久美（株式会社SAKU 代表取締役）
- ・[市民] 林 奈緒美（株式会社サンマーク 営業統括）
- ・[業界関係者] 藤井 学（公益財団法人九州経済調査協会 事業開発部次長）
- ・[学識経験者] 南 博（北九州市立大学 地域戦略研究所 教授）

※五十音順

5 条件付き公募方式採用について

(1) 条件付き公募とする理由

管理運営を任せる事業者が特定される施設であるかという視点（①施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体と密接に関連している施設）で検討した結果、小倉駅新幹線口コンベンション施設の指定管理者の選定に条件付き公募方式を導入することとした。

別紙「条件付き公募とする理由」のとおり

(2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員			
	A	B	C	D
妥当性	有	有	有	有

(3) 検討会における主な意見

- ・当該施設は立地等の強みもある一方、老朽化が進んでいたり構造が分かりづらかったりと弱みもあるが、コンベンション協会が一番良く把握している。また、北九州地域内外との強固なネットワークがあり、施設活用のノウハウが豊富で今後新たな展開も期待できる。
- ・当該団体はMICE誘致に係るノウハウを長きにわたって蓄積してきたこと、コロナ禍を除き利用件数や稼働率等の目標値を概ね達成してきたことを理由

に妥当性有と判断。

- ・当該団体は過去の実績が高く、長年にわたって経験を培ってきた。今後、市民の意見をより反映できるような施設になるよう期待している。
- ・これまでの施設運営における実績と評価が高く、地域との関係性を構築している。今後MICE誘致において都市間競争が激しくなる中、本館を含め、施設を一体的に管理運営できる団体は他にないと思われる。

6 選定基準

選定基準（=審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
	④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
	【効率性】
	(3) 指定管理料及び収入
	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
	② 収入が最大限確保される提案であるか。
	③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
② 経費の配分は適切であるか。
③ 積算根拠は明確であるか。
④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
(7) 社会貢献・地域貢献
<社会貢献の視点>
① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③ SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
<地域貢献の視点>
④ 地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥ 市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

7 審査結果

(1) 適否

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	構成員			
		A	B	C	D
(公財) 北九州観光 コンベンシ ョン協会	1 指定管理者としての適性				
	(1) 施設の管理運営 (指定管理業務) に対する理念、基本方針	適	適	適	適
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤				
	(3) 実績や経験など				
	2 管理運営計画の適確性				
	【有効性】				
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度				
	【効率性】				
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性				
	【適正性】				
	(5) 管理運営体制など	適	適	適	適
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など					
(7) 社会貢献・地域貢献					

(2) 検討会における主な意見

- ・ 全体的に見て指定管理業務を担っていくうえで十分な能力を有していると判断した。今後も大いに期待できるのではないかと感じた。
- ・ これまで培ってきた実績があり、多様な提案もしていたように思う。今後の主催事業への取組みについても色々とは打ってあるように感じたため、本団体に委託するという点で間違いのないと思われる。
- ・ 本団体に指定管理業務を任せることは適正であると判断した。ただし、主催事業をはじめ色々な催事を行ってきたにも関わらず、広報・PRが上手くできていないように感じる部分はある。市民に対して自分たちの取組みを広く周知し、現況を把握していくことは今後の課題だと言える。
- ・ 本団体に指定管理業務を委託することは妥当であると判断した。今後良い意味での民間色を出した方が伸びしろはあると感じた。多種多様な分野の人材が参画している団体であるため、民間的な視点に立って、より稼ぐ力を発揮してほしいと思う。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、公益財団法人北九州観光コンベンション協会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・施設の管理運営理念や基本方針、それを実現するための取組みを明確に策定しており、これまでの実績や経験も十分にあり、財政基盤についても問題ない。
- ・これまでの実績において、利用件数・稼働率等で一定の成果をあげており、利用者満足度も非常に高い評価を得ている。
- ・本館を含め、展示場・会議場と、3つの施設を一体的に運用することにより、コンベンション誘致や支援に関して、より一層の成果が期待できる。
- ・主催事業への取組み等、稼働率の向上や収入増加を目指すための提案がなされている。

9 提案額

250,851千円(令和7年度)

250,851千円(令和8年度)

250,851千円(令和9年度)

提 案 概 要

(小倉駅新幹線口コンベンション施設(北九州国際展示場・北九州国際会議場)指定管理者)

団体名:公益財団法人北九州観光コンベンション協会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針
<p>理 念:当施設の効率的・効果的な一体管理や地域団体、関連事業者との連携により多様な交流・にぎわいを創出し、北九州市の持続可能で魅力的なまちづくりに貢献する。</p> <p>方針1:これまで開催している主催事業[にぎわい創出事業]の更なる魅力向上と新たな主催事業開催に向けての取り組みを行います。</p> <p>方針2:首都圏での営業力強化やグローバルレベルでのネットワーク構築等により MICE 誘致の更なる強化を行います。</p> <p>方針3:当協会の観光事業部や様々な地域団体や事業者との連携を行うことで北九州市のにぎわいを創出します。</p> <p>方針4:施設の一体管理による効率的・効果的な管理運営を行います。</p> <p>方針5:安全・安心・快適な施設の管理を行います。</p> <p>方針6:北九州市の目指す都市像や重点戦略に沿い持続可能なまちづくりに貢献します。</p>
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
<ul style="list-style-type: none"> 当協会は北九州商工会議所の会頭を理事長とし、役員は産業界(北九州商工会議所等経済団体、企業)、行政(北九州市)等により構成されています。経験豊富なプロパー職員をはじめ、専門性のある派遣職員等職員全員が各々の能力を最大限に発揮することで、施設運営能力を効果的に発揮できる組織体となっています。 当期純利益率は直近の3ヶ年でプラスとなっており、自己資本比率は過去5年で約90%を維持、流動比率も過去5年で100%を大きく超えており、高い財務的安全性と健全性を堅持しています。
(3) 実績や経験など
<ul style="list-style-type: none"> 当施設(北九州国際展示場【平成10年~令和5年】及び北九州国際会議場【平成2年~令和5年】)の現指定管理者であり、併設する当協会所有の西日本総合展示場【昭和52年~令和5年】と一体的に管理運営することで、グローバル志向のMICEを誘致開催してきました。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
<事業計画の内容>
①主催[にぎわい創出]事業について
<ul style="list-style-type: none"> 「課題解決 EXPO」や「西日本陶磁器フェスタ」等の産業振興型イベント、「トミカ博 in KITAKYUSHU」や「手作り市場 in 北九州」等の集客にぎわいイベント、「北九州将棋フェスティバル」や「全国俳句大会 in 北九州」等の文化振興型イベントを開催します。 既存展示会内の企画等から始めて顧客・市場を徐々に育てていくことで単独事業化を目指す、“スモールスタート”の手法により、新規展示会の開発に取り組みます。
②MICE 誘致事業について
<ul style="list-style-type: none"> 首都圏マーケットへの積極的な働きかけや誘致強化に向けて、キーパーソン・学協会・PCO へのフェイス・トゥ・フェイス・マーケティングの実施やグローバルレベルでの誘致強化、ステークホルダーとの連携等既存取組の更なる工夫と、マーケティング的思考を取り込んだ営業を実施します。
③貸館事業について
<ul style="list-style-type: none"> 貸館事業についての誘致・営業強化及び積極的な日程提案と、質の高い貸館サービスの提供に努めるとともに、コンサートや国際スポーツ大会等の大型催事の誘致に重点を置いて取り組みます。

<p><施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議やイベントに関する誘致・営業活動の拡大やMICE開催地としての総合的な魅力向上策として、様々な開催支援の実施や観光事業との連携強化と、ユニークベニュー・アフターコンベンションの充実を図ります。 ・次期に向けた新たな取り組みとして、web予約システム及び問合せシステムの導入、観光事業部と連携したツアーの企画提案等を行います。 <p><施設間の有機的な連携を図るための取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当協会が管理運営する3施設を有機的に連携させ、施設の利用拡大を図ります。また、国内外のコンベンション施設と連携し、コンベンション施設管理に関する知見向上等に取り組みます。 <p><施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客の特性に合わせた積極的な営業活動を行うとともに、当協会の専門性を活かした広報活動に取り組みます。また、ホームページや各種Webメディアを活用した効果的な情報発信を実施します。
<p>(2) 利用者の満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足が得られるための取り組みとして、一貫して同一担当者が業務を担当するワンストップサービスを行います。また、サービス向上のための人材育成や情報共有を行います。 ・アンケートを中心に利用者意見把握に努めます。また、次期指定管理期間はアンケート回収率の向上を目指し、利用者意見を反映するスキームの確立、サービス改善を行います。 ・利用者からの苦情については、再発防止の改善PDCAサイクルにより、発生防止に努めます。 ・あらゆる人が容易に情報を受け取れるよう、障がい者対応や外国人対応等を行います。

<p>【効率性】に関する取組み</p>
<p>(1) 指定管理料及び収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の見直しや省エネ対応等により、光熱水費や業務委託費等のコスト削減を行い、指定管理業務に係るムダを省くことで利益確保に努めます。 ・稼働率の向上や主催業務の強化により収入増加を図るほか、自主事業についても新たな取り組みを行い、収益増加を図ります。 ・各事業年度において収益が出た場合、「{(収入合計額) - (支出合計額)} ÷ 2」の額を市に納付します。
<p>(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支計画については、これまでの運営実績をもとに算出しています。現指定管理期間は、新型コロナウイルス感染症の流行等もあり、一過性の要素も考慮した実現性の高い計画を作成しています。

<p>【適正性】に関する取組み</p>
<p>(1) 管理運営体制など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要人員に適切な経験を有する職員を配置するとともに、各種部門を超えた会議等により、部門間の連携も行います。 ・施設の管理運営やMICE振興に資する高度人材育成のための各種研修を実施します。 ・地域の関係団体と連携した主催事業の実施等、地域の活力を活かした事業展開を行います。
<p>(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護や平等公平な利用については、各種法令等を遵守し、適切に実施します。 ・安全対策として、特に維持管理における未然防止を中心に行い、事故防止を図ります。 ・危機管理体制については、非常災害時を常に意識し、対応・連絡体制をしっかりと構築します。
<p>(3) 地域貢献・社会貢献</p> <p><社会貢献></p> <ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい労働環境を整備し、高齢者及び障がい者雇用の促進等に取り組みます。また、北九州市の施策及び当施設の設置目的を踏まえ、SDGs達成に向けた取り組みや、環境に配慮した取り組みを進めます。

<地域貢献>

- ・周辺美化、清掃活動の実施や泡盛ナイト in こくらの開催、歓迎装飾等の実施のほか、地域団体や市内事業者等と連携した取り組みを行います。
- ・公平・公正な選考に配慮しつつ、地域情報やネットワークを有する地元市民の雇用促進を進め、施設の管理運営に活用していきます。

提案額（千円）

令和7年度	250,851千円
令和8年度	250,851千円
令和9年度	250,851千円

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

小倉駅新幹線口コンベンション施設 指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和6年7月23日(火) 10:00~11:30
令和6年10月2日(水) 10:00~12:00
- 2 場 所 AIMビル4階MICE・エンターテインメント課内特別会議室
- 3 出席者 (検討会構成員) 南構成員、齊藤構成員、林構成員、
藤井構成員
(事務局) 都市ブランド創造局観光にぎわい部長、
MICE・エンターテインメント課長、
MICE推進係長、係員
- 4 会議内容
第1回
 - 当日の配布資料・議事次第等について、事務局より説明
 - 検討会の位置づけ及び検討会の進め方等について、事務局より説明
 - 構成員の互選により、座長を選出
 - 条件付き公募方式採用の理由等について事務局より説明。質疑応答
 - (構成員) 評価シートについて、総合評価の79点というのはどういった位置づけなのか。
 - (事務局) 施設の設置目的に対する達成度や効率性、適正な管理運営に関する取り組みをもとに点数を付けている。Bランクは合計得点が70点以上80点満の場合で「やや優れている」という評価にあたる。今回は79点ということで惜しくもAランクには届かなかったが、コロナ禍において低下した稼働率を令和4年、5年度で元の水準に戻していることを評価した。
 - (構成員) 前回の評価はどうだったのか。
 - (事務局) 前回は77点でBランクであった。
 - (構成員) 部長からの挨拶の中で、コンサート誘致等を市が積極的に進めていくとの話があった。指定管理者には学会をはじめ、いろいろなイベントに対するアプローチのノウハウや、誘致し、コーディネートしていく役割が特に求められていくと思われる。コンベンション協会においてそのあたりの能力をどのように見ているか。
 - (事務局) まず国際会議において、地元大学との連携が取れている団体であることから、大学の先生たちも安心して学会を依頼できるという強みがある。これはコンベンション協会が時間をかけて大学と付き合いしていく中で築かれた信頼関係の上に成り立っている。学会は1000名規模のものが主流になっているが、590席しかない国際会議場だけでなく、西日本総合展示場新館や北九州国際会議場の会議室等も一体的に活用することである程度の規模の国際会議が誘致可能となる。

昨年、福岡市のマリンメッセにて世界水泳が開催された間、マリンメッセで開催できなかった数多くの催事を誘致し、実現した。1万人規模のコンサート等を無事開催し、プロモーターの要請に応じることができたという実績がある。今後、プロモーターとの関係を構築するという面では未知数なところもあるが、受入体制については問題ないと期待している。

(構成員) 指定管理施設の料金収入の目標値について、コロナ禍で減少した収入が令和5年度で盛り返している。世界水泳の影響で催事が流れてきたという外部要因の他に何か要因はあるのか。

(事務局) アフターコロナにおいて社会情勢が変化する中、例えば学会についてはハイブリッド型会議のための新たな支援メニューを新設し、催事については主催者の細かなニーズに対応できるよう努めた。令和4年度及び令和5年度において利用料金収入が回復傾向にある背景にはコンベンション協会のそういった取組みの結果が反映されていると考えている。

(構成員) 条件付き公募の妥当性における理由の説明の中で、さまざまなノウハウが組織に蓄積されており、他の民間団体には難しいという話があった。ノウハウを蓄積したエキスパート集団ということを加味し、目標値の設定についても議論する余地はあるように思う。

(構成員) 利用料金は市が条例で定め、指定管理者がその設定の中で収益をあげているものと認識している。稼働率はともかく、収入については市が決めた土俵の中でやらざるを得ない部分もあり、また、利用料を減免する必要が生じるというケースもあり、利用料金の推移だけで指定管理者の力量を図るのは難しいのかもしれない。

(構成員) 評価シートの採点やコメントは誰がつけているのか。

(事務局) 所管課であるMICE・エンターテインメント課で評価をしている。

(構成員) では、(市職員以外の)一般の市民は評価に関わっていないのか。

(事務局) 指定管理施設については、市の市政変革推進室という部署が一律で管理をしている。

所管課で作成した評価シートを市政変革推進室に提出し、そこで第三者機関の目には通されているため、所管課以外の視点も示されている。

(構成員) 施設の老朽化が進んでおり、指定管理者側で自主的な安全点検、修繕、改修工事をしているという記載があるが、修繕にかかる費用について、簡単なものは指定管理者の方でやって、大規模な改修は市の方でやるということか。

(事務局) そのとおりである。具体的には、100万円以下の軽微なものは指定管理者がするというような仕組みになっており、軽微なものの件数は年々増えている。

(構成員) 老朽化した施設であることから、今後大規模な工事が必要になった際、一定期間催事が行えなくなることになる。

(事務局) 今後、大規模な工事を行う際には、事前に指定管理者と調整し、なるべく運営に支障をきたさないようにする予定である。

(構成員) アンケートの結果を見ると、かなりの高評価を得られているようだが、アンケートの回収率があまり高くないように思われる。

(事務局) アンケートの回収率の低さは以前から認識しており、回収率をあげるよう指導を続けている。その甲斐もあって、令和5年度は令和4年度比で35.5ポイント増と大幅に上昇している。ただし、依然として回収率が高いわけではないため、今後も回収率を高めるため指導を継続していく。

(構成員) コンベンション協会の事務局の人数は61名とあるが、定着率ほどの程度か。長く勤務しているのか。

(事務局) 長く活動してきた方が多く、職員の高年齢化が進んでいる。

○条件付き公募にすることの妥当性審査について

(構成員) 妥当性ありと判断。MICE誘致に係るノウハウを長きにわたって蓄積したこと、コロナ禍を除き概ね目標を達成してきたことが理由である。ただし、令和5年度においては福岡市で世界水泳が開催されたことによる外部要因が大きいといえるため、今後は、施設の強みや魅力を活かして利用件数を増やすような取組みを期待している。

(構成員) 妥当性ありと判断。これまでの施設運営における実績と評価が高いこと地域との関係性を構築していることが理由である。また、今後MICE誘致において都市間競争が激しくなる中、本館を含め、施設を一体的に運営できる団体は他にないように思われる。

(構成員) 妥当性ありと判断。過去の実績が高く、長年培ってきた経験が理由である。市民代表としての意見を述べさせていただくと、今後、市民の意見をより反映できるような施設になるように期待している。

(構成員) 妥当性ありと判断。施設については強みもある一方、老朽化が進んでいたり構造が分かりづらかったりと弱みもあるが、コンベンション協会が一番把握している。また、北九州地域内外との強固のネットワークがあり、施設活用のノウハウが豊富で、今後新たな展開も期待できる。

本検討会としては、全会一致で妥当性ありと判断し、第1回検討会を終了。

第2回

○指定管理者候補の選定基準、適否選択の注意事項について、事務局より説明

○申請団体より提案内容のプレゼンテーション

○質疑応答

(構成員) 提案書及びプレゼンテーションから、充実した主催事業、卓越したMICEの誘致活動に取り組んでいることがうかがえた。貸館事業も非常に重要な部分であり、難しい利用調整をこなせることが団体としての強みであると推測している。次期に向けて、貸館業務をどのように取り組んでいくか、あるいはこれまでどのように取り組んできたか教えていただきたい。

(申請団体) 利用調整において融通が利くところが団体としての貸館業務を行ううえでの強みである。貸館の正常なルールでは予約は1年前からしか取ることができないが、国際会議やコンサート等は1年以上前から日程が決まり、予約が必要なケースがある。市への経済波及効果が高いものが優先的に予約を取れるよう、誘致部やサービス課と情報共有を行い、調整している。

(構成員) 提案書 10p の年度別の目標設定において、国際会議場の令和9年度の利用件数が、7年度、8年度の570件と比較し、半分の285件となっているのはなぜか。

(申請団体) 令和9年の10月から令和10年の3月までの半年間、会議場の大規模改修を行う可能性があり、貸館営業及び予約受付を中止している。そのため、単純計算ではあるが、令和7・8年度の半分の稼働ということで半分の利用件数を計上した。稼働率に関しては、その間(閉館時期を除いた期間)での稼働率であり、来場者数に関しては、平年と半分の稼働日数であるが、残り半分での貸館業務に努めるということで7・8年度と同様の6万人を計上している。

(構成員) 稼働可能な分母に対する稼働率を示すべきではないか。

(申請団体) 令和9年4月から9月までの半年間のみ稼働するため、10月からの半年間は分母から除いている。

(構成員) 提案書 18p に新規営業案件の一覧が記載されているが、実際に営業を行う中で実際に施設の利用につながるケースは体感でどのくらいあるか。

(申請団体) 新型コロナウイルスの影響でなくなった催事はもちろんあるが、「逆コロナ」といってコロナ禍にできなかった反動で新しく実施される催事も多くある。業界全体が活性化されているという実感があり、問い合わせをいただいた案件については、体感として6割くらいが利用につながっている。

営業においては、新館のA区画だけで収まるような小さな案件よりも、A、B、C全体を使って、市外・県外から人を呼べるような、また、参加者が宿泊を伴うような催事を獲得できるよう尽力している。

- (構成員) 先ほど出た話だが、提案書 10p の利用計画において、大規模改修のため令和 9 年度の国際会議場の目標利用件数が半分になっていることは理解したが、来場者数は半分にせず令和 7・8 年度と同数というのは、各催事において倍の来場者を獲得しなければ実現しない数値であり、目標設定が厳しすぎるように思う。
- (申請団体) 大規模改修は予定であり、施行しない場合もある。改修が行われるかどうかは市の予算の兼ね合いで 1 年くらい前には判明するため、改修しないことが決まった場合は、予約受付を停止していた 10 月以降に催事を入れるように営業に努めるつもりである。また、改修する場合においても目標に向かって尽力するつもりではあるが、おっしゃるとおり、稼働日数は半分で来場者数 6 万人という目標設定は高すぎたようにも感じる。
- (構成員) 目標設定は、稼働日数に伴って来場者数も半分にするか、大規模改修が正式に決まっていなければ、利用件数を平年どおりの件数にしてもよかったのではないかと感じた。
- (構成員) 先ほどコロナ禍の反動で貸館事業が好調であるとの話が出たが、今後どこかで一種のバブル状態が終了する可能性もある。その際にどのように貸館営業に取り組むか想定はあるか。
- (申請団体) 令和 5 年度は過去最高の稼働率を達成したと話したが、ようやくコロナ禍前の令和元年度の実績を少し抜いたという状況であり、国際会議はまだ戻ってきていないと感じている。また、国がインバウンドを推進していることもあり、現状のバブルが収束するのではなく、今後も実績は伸びていくと目論んでいる。
- (構成員) 半導体等を全面に押し出した新たな主催事業についても提案があったが、半導体・エレクトロニクスはすでにエコテクノにおいて取り組んでいたという印象がある。つい先週、福岡市のマリンメッセにおいて、半導体に特化した産業展が開催されていたが、すさまじい参加者であった。今後、産業別展示会を行ううえで福岡市はかなり強力なライバルになることが想定される。貸館業務・主催事業を行っていく中で、どのように福岡市に対して優位に立つか考えはあるか。
- (申請団体) 主催事業については、たとえば北九州型の製造業をとりまく環境に注目したり、子育てだったり、分野は違うが様々な展示会のやり方があるように考えている。
福岡市のコンベンションビューローとは連絡を取り合っており、競合するというよりも、たとえば展示会を両市で共同開催するなどの色々なやり方を模索していきたいと思っている。
- (構成員) 令和 9 年に国際会議場が大規模改修をする可能性があるという話が出たが、会議場が使えなくなった場合、国際会議を市内の文化施設やホ

テルで開催するための取組みはできるのか。

(申請団体) 国際会議や大会等を誘致するにあたり、会議場や展示場が埋まっている場合は、ホテルや市関連施設等に対して、会議等開催のため使用ができないか便宜を図るといった取組みは以前から行ってきた。我々の誘致に関するミッションは、会議場と展示場を埋めるだけでなく、「北九州市」に誘致することであり、令和9年度はMICE開催のための助成金を戦略的に活用し、会議場で賄えないものに対して強い意識をもって誘致に取り組んで参りたい。

(構成員) 提案書の28pにおいて、各種メディアを活用した情報発信の例が記載されているが、市民はSNS等を通じて各種催事の情報を知るケースがあるように思うが、具体的に、広報分野においてはどのように取り組んでいるのか。また、SNSのフォロワー数も教えていただきたい。

(申請団体) 小倉駅等に設置されてあるビジョン・サイネージを活用した情報発信や、ポスターの掲示・チラシの配布による取組みを行っている。フォロワー数については、手元に情報がなく、確認が必要である。

(構成員) 令和5年度のトミカ博への来場者数が令和元年度に比べて減少しているのはなぜか。

(申請団体) トミカ博について、コロナ禍前は人数制限等を設けていなかったが、主催者の意向もあって、コロナ禍後は来場者一人ひとりの満足度を高めるため、時間指定をする等の工夫をしたこともあり、全体の来場者数は減少している。

また、これまで主催事業以外はプレスリリースをほとんど行ってこなかったが、今年度からは貸館での催事についても積極的に報道機関に情報発信を行い、メディアの露出によって来場者数が増えるよう取り組んでいる。

(構成員) 提案書の37pに記載されている指定管理料が、令和7・8・9年度で全て同額の250,851千円なのはなぜか。また、指定管理料が上振れしたり下振れしたり調整がなされることはあるのか。

(申請団体) 上限額として提案をしているが、市の予算の関係で変動する可能性はある。(のちほど事務局から説明)

(構成員) 収益を伸ばす取組みを色々となされていると思うが、まだ伸びしろがあるように感じる。たとえば、展示会の出店者向けに名刺を刷るサービスや、大量のコピーを行うサービスを導入するといったものがあげられる。あとは食について、来場者の昼食需要に対して周辺には食事を取れる店が乏しいように思う。飲食店に場所貸しをして使用料収入を得る等、客のニーズを拾い上げることでまだまだ収益を増やす余地はあると考える。

(申請団体) キッチンカーを呼んだり弁当を手配したりすることはあるが、おっしゃるとおり、大量のランチ難民には対応できていない。飲食店への場

所貸しも含め、検討していきたい。

○意見交換の前に事務局から補足説明

(事務局) 令和9年度の国際会議場の大規模改修についてはあくまで予定であり今回の仕様書の中には含んでいないが、当該団体とは大規模改修の予定について事前に調整を行ってきたため、大規模改修を考慮した提案となっている。

また、指定管理料の変動について、提案が3年間同じ額であるのは、こちらが申請要綱に定めた上限額の値であり、上限額の範囲内で提案をしてきたかたちになる。実際の指定管理料については、実績等を踏まえ、今回決定した額を上限とし、その範囲内で毎年の予算協議の中で調整をすることとなる。

○構成員全員で意見交換

(構成員) 評価をするうえで安定的な人的基盤という項目があるが、人員配置計画表を見るに、高年齢化が著しく進んでいる。今回の指定管理期間は3年間であるため、指定管理期間中に大きな問題になるとは考えにくいですが、高年齢の人材が抜けた後にしっかりと補填ができるのかという点は気になった。

(事務局) 職員の高齢化については我々も課題と認識している。

(構成員) 書類上の数字等で少々疑義は生じたが、全体的に見て指定管理業務を担っていくうえで十分な能力を有していると判断した。今後も大いに期待できるのではないかと感じた。

(構成員) これまで培ってきた実績があり、多様な提案もしていたように思う。今後の主催事業への取組みについても色々と手は打ってあるように感じたため、本団体に委託するという点で間違いのないと思われる。

(構成員) 本団体に指定管理業務を任せるとは適当であると判断した。ただし主催事業をはじめ色々な催事を行ってきたにも関わらず、広報・PRが上手くできていないように感じる部分があり、フォロー数を即答できない点は問題だと思われる。市民に対して自分たちの取組みを広く周知し、現況を把握していくことは今後の課題だと言える。

(構成員) 本団体に指定管理業務を委託することは妥当であると判断した。今後良い意味での民間色を出した方が伸びしろはあると感じた。多種多様な分野の人材が参画している団体であるため、民間的な視点に立って、より稼ぐ力を発揮してほしいと思う。そのための環境やポテンシャルは充分にあると思っている。そういった視点を持つ人材を新たに採用することで、より良い人身体制になると思っている。

○各構成員の意見を踏まえ最終的な判断

(構成員) 全項目で「適」と評価。全体的に充実した提案となっており、指定管理者として北九州市のにぎわいづくりに貢献し続けていくことが期待

できる。付帯意見は特になし。

(構 成 員) 全項目で「適」と評価。付帯意見は特になし。

(構 成 員) 全項目で「適」と評価。付帯意見は特になし。

(構 成 員) 全項目で「適」と評価。付帯意見は特になし。

本団体に指定管理者業務を委託することは、全会一致で「適切である」と判断し、第2回検討会を終了。

令和6年11月21日
都市ブランド創造局スポーツ振興課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：西部地域スポーツ施設

所在地・施設内容：別紙「施設概要」のとおり

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：公益財団法人北九州市スポーツ協会

所在地：北九州市八幡東区八王寺町4番1号

主な業務内容：生涯スポーツ社会の実現に向けた市民の多様なスポーツ活動の支援、競技スポーツの振興を図るための指導者養成講習会、選手強化講習会等の開催、県民体育大会への選手派遣、等

2 指定の経緯

令和6年8月27日 募集要項配布

令和6年9月30日 募集締め切り

令和6年10月7日 指定管理者検討会の開催

令和6年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

ア 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)

イ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

ウ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、

代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

- エ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。
- オ スポーツ施設の管理運営及びスポーツ振興に関するノウハウや能力を有すること。

(2) 応募状況

説明会参加：1団体

応募件数：1団体（公益財団法人北九州市スポーツ協会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

4 検討会構成員 4名（五十音順）

- ・[市民代表] 植田 詩生（株式会社福岡北九州北九州編集長）
- ・[経営に知見を有する者] 河邊 政恵（株式会社リバー不動産 代表取締役社長）
- ・[財務に知見を有する者] 則松 佳孝（則松佳孝税理士事務所 代表）
- ・[学識経験者] 南 博（北九州市立大学 地域戦略研究所教授）

5 選定基準

選定基準（=審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていきだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確にな

っているか。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
- ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。

(2) 利用者の満足度

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】

(3) 指定管理料及び収入

- ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
- ② 収入が最大限確保される提案であるか。
- ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

- ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
- ② 経費の配分は適切であるか。
- ③ 積算根拠は明確であるか。
- ④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】

(5) 管理運営体制など

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
- ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
- ③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
- ④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

(7) 社会貢献・地域貢献

- ① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
- ② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。

③	SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④	地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤	地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥	市民雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル				検討会 審査結果	得点
			構成員					
			A	B	C	D		
公益財団法人北九州市スポーツ協会	1 指定管理者としての適性							
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	3	3	4	3	3	3
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	3	3	3	3	3	3
	(3) 実績や経験など	5	4	3	4	3	4	4
	2 管理運営計画の適確性							
	【有効性】							
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	30	3	3	3	3	3	18
	(2) 利用者の満足度	10	4	3	3	3	3	6
	【効率性】							
	(3) 指定管理料及び収入	15	3	3	3	3	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	3	3	3	3	3	6
	【適正性】							
	(5) 管理運営体制など	10	3	3	3	3	3	6
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	4	3	3	3	3	6
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	3	3	3	3	3	6
合計	110	71	66	68	66	—	67	
地元団体に対する優遇措置 (5点)							72	

(2) 検討会における主な意見

- ・ 安定した管理運営については評価できるが保守的な提案であると感じた。
- ・ 定年制の見直しによる高齢者の雇用促進は評価できるが、次世代人材がないことへの不安はある。
- ・ 総合体育館以外の新たに管理することになる施設についての積極的な提案がほとんどなかった。
- ・ マニュアルについては、研修などを行うことで相互に学びあう場を持つべきである。

(3) 検討会における検討結果

- ・ 新たな施設の有効活用等についての提案に物足りなさはあるものの、指定管理業務の実績があるため、安定的な運営が期待できる。以上のことから、西部地域スポーツ施設の業務を行うのに適格性を有していると考え、市は検討会における議論を参考に、最終決定を行いたい。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、公益財団法人北九州市スポーツ協会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 指定管理者として十分な実績があり、安定した施設運営を期待できる。
- ・ 大規模大会開催時に、スポーツ協会加盟団体と連携し、円滑な大会運営に尽力することで、市のスポーツ振興に寄与していることは評価できる。

(3) 付帯意見

特になし

8 提案額

令和7年度	610,364千円
令和8年度	610,364千円
令和9年度	610,364千円
令和10年度	610,364千円
令和11年度	610,364千円

西部地域スポーツ施設 施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始 年月日	構造	建築物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
1	北九州市立総合体育館	北九州市スポーツ施設条例	八幡東区八王寺町4番1号	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	昭和49年1月12日	昭和49年1月12日	S造、RC造 地上3F 地下1F	第1競技場 2,560㎡ 第2競技場 986㎡ 第3競技場(多目的ホール)84.5㎡ トレーニング室・事務室 会議室・更衣室ほか 収容人員8,896人、予定定額所 駐車場 400台	別添スポーツ施設使用料金 表1ページ目参照	9:00~21:00	年末年始(12月29日~翌年1月3日)
2	北九州市立若松体育館	北九州市スポーツ施設条例	若松区古前一丁目1番1号		平成6年7月16日	平成6年7月16日	SRC造 2F建	競技場 1,450.58㎡ 観客席 600人 トレーニング室・事務室・会議室 更衣室・シャワー室・多目的室 プール 26㎡(6コース) 幼児用コーナーあり、予定定額所 駐車場180台	共用1人1回2時間 一般 390円、高校生190円、小 中学生120円、年長者110 円	(プール以外) 9:00~21:00 (プール) 10:00~20:00	プール以外 年末年始 (12月29日~翌年1月3日) プール 7、8月を除く月の月曜日 (その日が休日に当たるときはその翌日) 年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
3	北九州市立若松武道場	北九州市スポーツ施設条例	若松区古前一丁目2番2号		平成17年4月23日	平成17年4月23日	SRC造 2F建	武道場 444.5㎡(263.5畳) 観客席 444.5㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 円道場 6人立ち 駐車場は若松体育館と共用	共用1人1回2時間 一般 390円、高校生190円、小 中学生120円、年長者110 円	9:00~21:00	年末年始(12月29日~翌年1月3日)
4	北九州市立小石プール	北九州市スポーツ施設条例	若松区小石本村町20番1号		昭和48年7月21日	昭和48年7月21日	S造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池)	共用1人1回2時間 一般 360円、中学生190円、小 学生以下・年長者100円	9:30~17:00	1~6月まで及び9~12月まで
5	北九州市立藤元元プール	北九州市スポーツ施設条例	若松区今光二丁目16番14号		昭和53年3月31日	昭和53年3月31日	RC造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池) 駐車場5台	共用1人1回2時間 一般 360円、中学生190円、小 学生以下・年長者100円	9:30~17:00	1~6月まで及び9~12月まで
6	八幡東体育館	北九州市都市公園、 公園、駐車場等の設 置及び管理に関する 条例	八幡東区中央三丁目9番6号		昭和56年11月3日	昭和56年11月3日	RC造 2F建 S造	競技場 1,054㎡ 観客席 280人 事務室・会議室 更衣室・シャワー室 予定定額所 (公園駐車場 80台)	共用1人1回2時間 一般 390円、高校生190円、小 中学生120円、年長者110 円	9:00~21:00	年末年始(12月29日~翌年1月3日)
7	高畑合球場	北九州市都市公園、 公園、駐車場等の設 置及び管理に関する 条例	八幡東区中央三丁目9番		昭和32年11月1日	昭和32年11月1日		競技場 7,200㎡ 収容人員 500人 ベンチ・スタンド 水噴射機 (公園駐車場10台)	1面 1,200円/時間 高校生以下 900円/時間	(4~10月) 6:00~21:00 (11~3月) 6:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
8	北九州市立黒崎体育館	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区藤田四丁目1番1号		昭和51年12月20日	昭和51年12月20日	RC造 平屋建 S造	競技場 500㎡ (黒崎市民センター併設) 更衣室・シャワー室	共用1人1回2時間 一般 390円、高校生190円、小 中学生120円、年長者110 円	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
9	北九州市立折尾スポーツセンター	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区大浦三丁目9番1号		平成1年4月1日	平成1年4月1日	RC造、S造 2F建	競技場 1,054㎡、観客席 580人 トレーニング室215.1㎡ 事務室・多目的ホール 更衣室・シャワー室 プール 15㎡(4コース) 予定定額所 駐車場64台	競技場:共用1人1回2時間 一 般390円、高校生190円、小 中学生120円、年長者110円 プール:共用1人1回2時間一 般800円 中学生370円 小 学生以下180円 年長者180 円 共用(7.8月)1人1回2時間一 般390円 中学生300円 小 学生以下150円 年長者110 円	(プール以外) 9:00~21:00 (プール) 10:00~20:00	プール以外 年末年始 (12月29日~翌年1月3日) プール 7、8月を除く月の月曜日 (その日が休日に当たるときはその翌日) 年末年始 (12月29日~翌年1月3日)

西部地域スポーツ施設 施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始 年月日	構造	建築特等の概要等	使用料	供用時間	休業日
10	北九州市立神田プール	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区三ヶ森四丁目4番17号	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	昭和47年7月20日	昭和47年7月20日	S造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池) 駐車場5台	共用1人1回2時間 一般360円、中学生180円、小学生以下・年長者100円	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
11	木屋瀬プール	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区大字野面610番4		昭和51年7月4日	昭和51年7月4日	S造平屋建	25m(6コース)、幼児用(1池)	共用1人1回2時間 一般360円、中学生180円、小学生以下・年長者100円	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
12	上津役プール	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区上上津役四丁目18番		昭和54年8月4日	昭和54年8月4日	S造平屋建	25m(4コース)、幼児用(1池) (公園駐車場20台)	共用1人1回2時間 一般360円、中学生180円、小学生以下・年長者100円	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
13	大池プール	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区鷹の巣二丁目15番2号		昭和45年8月1日	昭和45年8月1日	S造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池)	共用1人1回2時間 一般360円、中学生180円、小学生以下・年長者100円	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
14	折尾プール	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区丸尾町4番14号		昭和46年7月19日	昭和46年7月19日	S造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池) 駐車場3台	共用1人1回2時間 一般600円、小学生370円、小学生以下180円、年長者130円 共用(7.8月)1人1回2時間 一般380円、中学生300円、小学生以下160円、年長者110円	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
15	北九州市立八幡西柔剣道場	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区則松七丁目18番45号		昭和58年4月17日	昭和58年4月17日	RC造 2F建	柔道場 347.22㎡(182畳) 剣道場 340㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 駐車場50台	共用1人1回2時間 一般350円、高校生150円、小学生120円、年長者110円	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
16	香月中央庭球場	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区香月西四丁目1番		昭和60年5月1日	昭和60年5月1日	木造 +コンテナユニット	競技場 3,500㎡ (公園駐車場33台) (仮入り人工芝6畳) 観客2面 夜間照明 更衣室	共用1人1回2時間 一般450円、高校生240円、小学生150円、年長者140円、専用1回 1,260円/時間	4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
17	香月中央運動場	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区香月西四丁目1番		平成7年4月1日	平成7年4月1日		競技場 30,000㎡(夜間照明) 庭球場は香月中央庭球場と共用	1回 1,200円/時間 高校生以下 900円/時間	6:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
18	北九州市立香月スポーツセンター	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区香月中央一丁目9番1号		昭和54年4月15日	昭和54年4月15日	RC造、S造 平屋建	競技場 650㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 柔道場 234.78㎡(96畳) 剣道場 234.78㎡ 駐車場50台	競技場、柔道場等共に共用 1人1回2時間 一般390円、高校生150円、小学生120円、年長者110円	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
19	北九州市立箱ヶ谷競技場	北九州市スポーツ施設条例	戸畑区西箱ヶ谷町20番		昭和15年	平成14年10月1日	S造、RC造 平屋建	競技場 37,000㎡(夜間照明) 箱ヶ谷公園、全天候馬場、1周馬場 400m、6コース (メインストレートのみ9コース) 収容人員 10,000人 日本競馬から得た 駐車場200台	共用1人1回2時間 一般150円、高校生以下、年長者40円、専用1回 4,070円/時間	(共用) 7:00~20:00 (専用) 7:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)

西部地域スポーツ施設 施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始 年月日	構造	建築物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
20	都島球場	北九州市都市公園、 公園、駐車場等の設 置及び管理に関する 条例	戸畑区牧山5丁目2番	スポーツの普及及び振興を 図り、市民の心身の健全な 発達及び明るく豊かな市民 生活の形成に資する。	平成28年9月1日	平成28年9月1日	/	競技場 10,478㎡ 収容人員 500人 ベンチ・スタンド 夜間照明 (公園駐車場46台)	1回 1,200円/席席 高校生以下 900円/時間	(4~10月) 6:00~21:00 (11~3月) 6:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
21	ひびきコスモス運動 場	北九州市都市公園、 公園、駐車場等の設 置及び管理に関する 条例	若松区向洋町16-1		平成22年7月24日	平成22年7月24日	S造	競技場 56,480㎡ (屋根付) 事務室、設備管理室 更衣室・シャワー室 トイレ3箇所 駐車場260台	1回 1,200円/席席 高校生以下 900円/時間	6:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
22	北九州市立若松球技 場	北九州市スポーツ施 設条例	若松区響南町5		昭和51年4月1日	昭和51年4月1日	/	競技場12,283㎡ 更衣室、観覧席・シャワー室 夜間照明 駐車場76台	1回 1,200円/席席 高校生以下 900円/時間	6:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
23	北九州市立若松球場	北九州市スポーツ施 設条例	若松区響南町5		平成23年4月24日	平成23年4月24日	S造	競技場 18,000㎡ 収容人員 500人 夜間照明 ベンチ・スタンド LED式スコアボード 駐車場は若松球技場と共用	1回 4,050円/席席 高校生以下 2,620円/時 間	(4~10月) 6:00~21:00 (11~3月) 6:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
24	北九州市立若松庭球 場	北九州市スポーツ施 設条例	若松区響南町5		昭和46年12月16日	昭和46年12月16日	S造 平屋建	競技場 2,886㎡ (砂入り人工芝4面) 夜間照明 更衣室・シャワー室 (若松球技場と共用)	共用1人1回3時間 一般 300円、高校生150円、小 中学生・年長者90円 専用1回 750円	(4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)

提 案 概 要

(西部地域スポーツ施設 指定管理者)

団体名：公益財団法人北九州市スポーツ協会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針

【理 念】

公益財団法人北九州市スポーツ協会(以下「本協会」と記載)は「スポーツの普及及び振興を図り、市民の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する」ことを目的に設立され、北九州市スポーツ施設条例第1条の規程に合致した活動を展開している。

【基本方針】

以下の7つの基本方針に基づき、西部地域スポーツ施設の管理運営を行う。

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| ■法令遵守 | ■安全・安心 | ■公益・公平 | ■奉仕・貢献 |
| ■連携・連絡 | ■環境配慮 | ■国際化 | |

(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

【人的基盤】

役員・職員は勿論、本協会の加盟団体、総合型地域スポーツクラブ等に豊富な人的基盤を有している。

加 盟 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ■加盟団体36団体 ■加盟者数9万人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■日本スポーツ協会公認スポーツ指導者・各競技団体公認審判員・競技指導者等の有資格者を多数含む
役 員 ・ 評 議 員	<ul style="list-style-type: none"> ■大学教授・医師・弁護士・社労士・元教職員 ■競技団体役員・経験者 	<ul style="list-style-type: none"> ■本協会の運営全般に関して専門的な見地から相談・指導を含め、幅広く示唆、助言をいただく。
職 員	<ul style="list-style-type: none"> ■38名 	<ul style="list-style-type: none"> ■各種スポーツコーチ・監督・指導者・教職経験者等、有資格者を含む
総合型地域スポーツクラブ	<ul style="list-style-type: none"> ■市内9クラブ ■本協会がサポート指導 	<ul style="list-style-type: none"> ■連絡協議会、クラブ交流会、レッツスポーツ、チャレンジスポーツ大会の運営委託

【財政基盤】

令和5年度決算時の基本財産:126,000千円、貸借対照表による流動資産:76,311千円、流動負債:44,109千円と流動比率173.0%と高い経営基盤を有し、安定的な財政基盤を確保している。

(3) 実績や経験など

【業務経験】

平成18年度は北九州市立64スポーツ施設、平成22年度から総合体育館等37スポーツ施設、平成27年度から総合体育館等34スポーツ施設、令和2年度から総合体育館等26スポーツ施設の指定管理業務を行っており、体育館、陸上競技場、庭球場、弓道場、温水プール、野球場、屋外プール等、多種多様なスポーツ施設の管理運営を実践してきた経験及び施設管理の豊富な職員を有している。

【業務実績】

現指定管理期間である4年前、令和2年は26スポーツ施設の管理であったが、令和4年4月に1施設が閉鎖され、25施設の管理になった。また、指定管理期間初年度からコロナ感染症の流行により、施設の閉鎖や接種会場として役割を果たしたが、スポーツ施設としての利用者数、使用料収入(減免額を含む)とも、大幅な減員、減額となった。コロナ禍の中でできることを探り、総合体育館の床面の研磨など、流行後を見据えた施設の改修などをおこなった。コロナ対応が緩和された令和5年度には徐々に利用者数、収入は増加し、コロナ禍前に戻りつつある。

	2年度実績	5年度実績	増減人数(金額)	増減率
利用者数	464,243 人	717,963 人	253,720人増	54.6%増
使用料	68,662 千円	78,207 千円	9,545千円増	13.9%増

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

【PDCA サイクルを取り入れた管理運営】

施設の管理運営目的達成のため、サービス向上、安全性向上、効率化など、運営に係るすべてにおいて「計画→実行→評価→改善」のサイクルでチェックを実践するとともに推進を図る。

【具体的な事業計画】

生涯スポーツの普及振興 市民の健康・体力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツ教室・健康教室 ■スポーツ少年団の育成指導 	<ul style="list-style-type: none"> ■みんなで走ろう会 ■競技別大会開催 ■体力テスト会実施 ■指導者講習会の開催 など
	<ul style="list-style-type: none"> ■チャレンジスポーツ大会 ■レッツスポーツ 	<ul style="list-style-type: none"> ■生涯スポーツリーダー養成講習会 ■親子体操教室
スポーツ活動拠点施設の 管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ■指導者養成講習会 ■ジュニア競技力向上事業 ■国際大会等出場者支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■選手強化講習会 ■福岡県民スポーツ大会派遣事業 ■スポーツ競技大会への援助
競技スポーツの普及振興	<ul style="list-style-type: none"> ■ホームページでの広報 ■スポーツ教室・健康教室等の受講生募集パンフレット発行 ■各種事業案内チラシの発行と市政だより掲載 ■SNS を利用した発信 	<ul style="list-style-type: none"> ■スポ協だより「KISS」発行 ■行事予定の掲示

【利用者数の目標値】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
750,000人	775,000人	800,000人	825,000人	850,000人

【利用促進】

- 自主事業の充実 → 6つの視点(公益性、均衡性、継続性、安定性、安全性、積極性)に基づき、積極的な自主事業を展開する
- 専門家と連携し、座学と実技を融合し子どもも大人も健康長寿を目指す教室を行う。
- 関係団体、公益財団法人北九州観光コンベンション協会、北九州商工会議所、青年会議所、北九州市障害者スポーツ協会、本協会賛助会員等)との連携による利用促進
- 総合体育館の大型ビジョンの有効利用方法を広報する。
- SNS を利用した情報発信を行うことによる利用促進にスポーツ協会専用アプリを導入し、個人利用者対象の来場ポイントなどを導入、特典を設け、利用者を増やす。

(2) 利用者の満足度

「利用しやすい施設・また、利用したい施設」をスローガンに取り組む。

【ハード面】

- 施設・用器具の整備 → 本来、市負担の修繕も緊急度により本協会でも早期に修繕整備を実施
- スポーツ備品の購入
- 券売機設置(新札対応済み)
- 体育館等管理施設の使用用具及び器具・機器のメーカーによる定期点検実施、早期改善
- 災害時の避難者受入れと休息所整備及び情報提供用 TV 設置
- コインランドリー施設の設置

【ソフト面】

- 早朝開館への対応(大会の専用利用等準備時間の柔軟な対応)
- 総合体育館会議室のスポーツ目的外(文化(絵画)教室など)貸出の柔軟化
- ソフト事業の実施
- スポーツ教室・健康教室の開催
- 接遇の向上(職員研修の徹底による満足度目標値 令和11年度98%以上の維持推進)
- 多様な手法による利用者の意見把握
- 苦情対応5つの基本方針(未然防止、隠ぺい防止、再発防止、誠実対応、迅速対応)の推進
- 利用者へのご意見・要望・苦情等を管理運営の改善につなげる仕組みづくりと構築、モラハラに関する研修会の実施 (利用者の苦情等による情報共有、事務局での迅速な対応、市との連携協議など)

【効率性】に関する取組み

(1) 指定管理料及び収入

- 指定管理料の提案額につきましては、本ページ最下段に記載のとおり。
- 光熱水費、一時委託費、人件費、印刷費等の効率化と削減を図り、施設の老朽化対策と改善に努める。
- 市の歳入となる使用料収入を令和7年度、90,000千円を目指す。コロナ禍前の目標金額を目指す。
- 定期券や募集冊子などを協会で作成し、コスト削減に努める。

<p>(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 永年の管理運営と経験を活かした確度の高い収支積算 ■ 想定外の事態発生にスピーディーな責任ある対応と処置 ■ 再委託業者への適正な管理指導
<p style="text-align: center;">【適正性】に関する取組み</p> <p>(1) 管理運営体制など</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 管理：理事会・評議員会、会長、副会長、専務理事、常務理事等による統括した管理体制 ■ 運営：事務局長1名、係長2名・所長4名、一般職31名の合計38名の職員を配置による管理 ■ 支援：協会加盟36団体、総合型地域スポーツクラブ、協賛企業及び個人・団体などによる支援 <p>(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</p> <p>【個人情報保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報保護体制の確立・個人情報保護規程の運用 ■ 個人情報保護マニュアルの活用・具体的な個人情報保護措置の実施 <p>【平等利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受付業務・受付方法・利用案内などの平等利用・公平性の確保と徹底 ■ 人権・コンプライアンス・安全管理・平等利用研修などの実施 ■ 障害者用及び外国人用に利用しやすい施設の工夫と施設のUD化の促進 <p>【安全対策・危機管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 点検体系の確立(日常点検、定期点検、臨時点検、緊急点検)の推進 ■ 不慮の事故防止(屋外プールに雷検知器の設置と活用) ■ 熱中症対策 ■ 万一の災害・事故等発生時の危機管理体制の確立(緊急対応マニュアルの活用) <p>【その他対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 職員全員がAED講習を受講 ■ プールでの事故防止対策の徹底 ■ セーフティーボックス・コインロッカーを施設に設置 ■ 防犯カメラの設置による事故・犯罪の防止 <p>(3) 地域貢献・社会貢献</p> <p>【社会貢献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 定年制の見直しや雇用形態を多様化し柔軟に雇用出来る体制 ■ 労働安全衛生法に則り、職員の快適な職場環境の実現と安全と健康を確保 ■ 労働環境の向上への取組(メンタルヘルス対策、ストレスチェック、福利厚生) ■ 事務の軽減化(決裁印の廃止、ペーパーレス化、統計事務軽減) ■ 環境に配慮した取り組み <p>【地域貢献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自主事業の協会の利益を必要備品の購入や災害時の避難所として役割を果たすべく施設の改善に利用

- 各管理施設にくつろぎスペースを設け、ターニングシェルター休憩場所としての利用
- 地域の体育行事への備品無料貸し出し
- 地域の学校の学校行事・スポーツ行事の受け入れ
- 運営委員会への業務委託
- 市内業者への業務委託
- 市民雇用拡大への配慮
- 高校生のインターン受け入れ

提案額(千円)

令和7年度	610,364 千円
令和8年度	610,364 千円
令和9年度	610,364 千円
令和10年度	610,364 千円
令和11年度	610,364 千円

※ 提案概要は、提案書の内容を2枚程度(A4)にまとめてください。

西部地域スポーツ施設 指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和6年10月7日(月) 13:30~17:20
- 2 場 所 ミクニワールドスタジアム北九州 会議室5
- 3 出席者 (検討会構成員) 植田構成員、河邊構成員、則松構成員、南構成員
(事務局) 都市ブランド創造局 スポーツ振興課
スポーツ施設担当課長、施設管理係長、担当職員
- 4 会議内容
 - 当日の配布資料・議事次第等について、事務局より説明
 - 検討会の位置づけ及び選定基準、採点の注意事項について、事務局より説明
 - 構成員の互選により、座長を選出
 - 応募団体(北九州市スポーツ協会)より提案概要に関してプレゼンテーション及び質疑応答
 - (構成員) 年間利用者数について、令和11年度の目標は85万人としているが、人口が減っていく中で実現可能な目標なのか。
 - (応募団体) 目標設定について、コロナウイルスの影響で令和2年度に利用者数が減ったが、コロナ禍前には100万人以上の利用者がいたため、実現可能な数字としてこの目標を挙げている。
 - (構成員) SNSを利用した情報発信について、SNSとは何を利用する予定なのか。また、どの年代をターゲットとしているのか。
 - (応募団体) X(旧Twitter)とインスタグラムを利用する。若い世代の方々に向けて発信していきたい。最近、GALAin北九州という、北九州市に体操のメダリストが集まったイベントがあったが、スポーツ協会としても、もっと発信できれば観客数を増やせたのではないかと考えている。
 - (構成員) 今後も人件費等の高騰が予想されるが、提案の予算書について、人件費と委託費がほぼ横ばいとなっている点、修繕費が前年度5000万円に対して3000万円に減少している点について、どのような根拠があるのか。
 - (応募団体) 人件費については、時給等の高騰分も考慮した上で、社会保険労務士からの見積りを根拠に積算している。修繕費については、コロナウイルスの影響で休館が続いた時期に集中して大規模な修繕を行ったため、修繕予算を減じている。
 - (構成員) 正規職員は1人のみで、他は全員嘱託職員ということだが、経営

の安定性についてはどう考えるか。

- (応募団体) 嘱託職員は1年ごとの更新としている。5年間の指定管理期間が終了し、再度指定管理者となれなかった場合には仕事なくなることを前提としているため、こういった雇用形態としている。
- (構成員) マニュアルについての周知、学びはどのようにしていくのか。
- (応募団体) マニュアルは各管理事務所に置いてある。職員研修も行い、事案が発生する都度、マニュアルを確認しながら対応することを周知徹底している。また、マニュアルは随時見直しを行い、時代に即したものに変わっていくようにしている。
- (構成員) ひびきコスモス運動場等、新たに指定管理施設が加わることになるが、追加となった施設について、どのように適切な指定管理業務を行っていくのか。
- (応募団体) 具体的にどう管理するのかは、まだ決定していないが、職員に関しては、追加施設で現在従事している方を継続雇用する予定であり、出来るだけ今までどおりの運営をしていく方針である。正式に決定したわけではないため引き続き検討していくが、適切な管理運営は可能である。
- (構成員) 追加となる施設について、有効活用、維持管理の効率化等の観点から、相乗効果等が見込まれるか。
- (応募団体) いままでどおりの運営を行っていくという方針以外は、まだ決まっていないため、有効活用等についても今後検討していく。
- (構成員) 70歳定年制を検討しているということだが、若手人材、次世代の育成についてどう考えているか。
- (応募団体) 若い人材を新たに雇用するには至っていないのが現実である。課題として認識しており、賃金面等も考慮して組織の若返りを検討する必要がある。

- 構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自得点を記入し発表。
- 審査項目「指定管理者としての適性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
- 審査項目「有効性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
- 審査項目「効率性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
- 審査項目「適正性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
- 事務局は合計得点を発表し、検討会としての検討結果（総合的な所見）について

協議

- (構成員) 総合体育館以外の施設の話がほとんどなかった。また、次世代人材がないということへの不安感があるが、これまでの実績については評価できる。
- (構成員) 安定的な指定管理業務の実施には期待できる提案になっているが、新たな指定管理施設の構成等に対する積極的な提案に関しては欠く内容であった。安定的な管理運営に期待したい。
- (構成員) 指定管理期間終了後に仕事なくなる可能性を前提として職員を雇用し運営を行うと、企業風土として尻すぼみな考えしか表れないと思われるため、そこは改善すべきだと思う。一方で高齢者がいきいきと働く場所を提供するという点に関しては評価できる。
マニュアルは、相互に勉強しあってはじめて生きるものだと思う。何かがあったときに慌てて開いているようでは生きているマニュアルにはならない。社員教育として学びあう場を持つべきであり、安定はしているが、発展は感じられなかった。
- (構成員) 保守的な提案であると感じた。

○ 意見交換を行った後、最終的な取りまとめを行い、検討会を終了した。

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：東部地域スポーツ施設

所在地・施設内容：別紙「施設概要」のとおり

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：北九州スポーツネットワーク共同事業体

所在地：東京都品川区東品川四丁目10番1号

代表企業：コナミスポーツ株式会社

構成員：日本管財株式会社、株式会社コアズ、一般社団法人 UBUNTU FS プロモーション

主な業務内容：スポーツクラブの開発、運営、市区町村や民間企業の各種スポーツ施設の運営の受託、オンラインフィットネスの提供、建物管理運営事業、住宅管理運営事業、環境施設管理事業、セキュリティ事業、ビルメンテナンス事業、オートサービス事業、フットサルチーム運営、スポーツ教室開催、地域貢献活動、等

2 指定の経緯

令和6年8月27日 募集要項配布

令和6年9月30日 募集締め切り

令和6年10月7日 指定管理者検討会の開催

令和6年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

ア 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)

- イ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ウ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)
 - ※複数の団体により構成するグループによる応募について
グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。
- エ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。
- オ スポーツ施設の管理運営及びスポーツ振興に関するノウハウや能力を有すること。

(2) 応募状況

説明会参加：3団体

応募件数：1団体（北九州スポーツネットワーク共同事業体）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

4 検討会構成員 5名（五十音順）

- ・[市民代表] 植田 詩生（株式会社福岡リビング 北九州編集長）
- ・[学識経験者] 内田 満（NPO 法人スポーツウェイヴ九州 理事長）
- ・[経営に知見を有する者] 河邊 政恵（株式会社リバー不動産 代表取締役社長）
- ・[財務に知見を有する者] 則松 佳孝（則松佳孝税理士事務所 代表）
- ・[学識経験者] 南 博（北九州市立大学 地域戦略研究所教授）

5 選定基準

選定基準（=審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。

(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など
① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性
【有効性】
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度
① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】
(3) 指定管理料及び収入
① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
② 収入が最大限確保される提案であるか。
③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
② 経費の配分は適切であるか。
③ 積算根拠は明確であるか。
④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
(7) 社会貢献・地域貢献
① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③ SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④ 地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥ 市民雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
北九州スポーツネットワーク共同事業体	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	4	4	4	4	3	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	3	4	4	4	3	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	4	4	5	3	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	4	4	4	4	3	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	4	3	4	5	3	4	8
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	15	3	3	3	5	3	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	4	3	4	3	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	4	4	3	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	3	4	4	4	3	4	8
(7) 社会貢献・地域貢献	10	3	3	4	5	4	4	8	
合計	110	78	81	83	96	68	—	83	

(2) 検討会における主な意見

- ・ 財政的にも安定しており、指定管理者として実績を生かした利用者向けの取組み、地域密着型の取組みは評価できる。
- ・ UBUNTU FS プロモーションが構成団体として入ることによる取組みに期待している。
- ・ 施設管理は人材が非常に重要な部分を占めることを理解し、カスタマーハラスメント等の問題を各管理者と共有している点で、働く方々の労働環境の向上のための取組みも評価できる。
- ・ 地域マーケティングや広報には、もう少し力をいれてもらいたい。

(3) 検討会における検討結果

- ・ 全体的に具体的かつ現実性が高いと考えられる提案で、社会貢献の視点も盛り込まれており、実績も踏まえ指定管理者として問題ない。以上のことから、東部地域スポーツ施設の業務を行うのに十分な適格性を有していると考えられる。市は、検討会における議論を参考に、最終決定を行われたい。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、北九州スポーツネットワーク共同事業体を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 指定管理者として、十分な実績のある企業で構成された共同事業体であり安定した施設運営を期待できる。
- ・ 提案は細部まで行き届いており、SDGs 普及活動、パラスポーツ推進など、市の施策を理解した提案は評価できる。
- ・ 新たな構成団体が入ることによる新たな取組みが期待される。

(3) 付帯意見

特になし

8 提案額

令和7年度	453,942千円
令和8年度	453,942千円
令和9年度	453,942千円
令和10年度	453,942千円
令和11年度	453,942千円

東部地域スポーツ施設 施設概要

No	施設名	設置施設条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始年月日	構造	遊樂物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
1	北九州市立門司体育館	北九州市スポーツ施設条例	門司区高田一丁目20番1号		昭和55年1月20日	昭和55年1月20日	SRC造 2F造	競技場 1,064㎡ 観客席 160人 事務所・更衣室・更衣室 シャワー室・会議室 予定室場所 駐車場台数 31台	共用1人1回2時間 一般390円、高校生190円、小・中学生120円、年長者110円	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
2	門司球場	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	門司区不老町一丁目1番		昭和32年9月15日	昭和32年9月15日	RC造 平屋建	競技場 11,600㎡(夜間照明) 収容人員 5,000人 本塁場・更衣室・シャワー室 ベンチ・スタンド 駐車場台数 35台	一般:4,050円 高校生以下:2,020円 (1回1面1時間以内)	(4～10月) 6時00分～21時00分 (11～3月) 6時00分～18時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
3	北九州市立門司温水プール	北九州市スポーツ施設条例	門司区新門司三丁目5番		昭和54年1月11日	昭和54年1月11日	SRC造 2F造	25m(6コース) 幼児用コーナー(1コース) 駐車場台数 50台(松ヶ江社と共用)	共用1人1回2時間 一般600円 中学生370円 小学生以下180円 共用(7,8月)1人1回2時間 一般390円 中学生300円 小学生以下150円 年長者110円0円 年長者180円	(7,8月) 9時00分～20時00分 (5,6,9,10月) 日祝 9時00分～20時00分 その他 13時00分～20時00分 (その他の月)	7,8月を除く月の月曜日 (その日が休日に当たるときはその翌日) 年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
4	和布刈池水プール	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	門司区大字門司		昭和39年7月10日	昭和39年7月10日	RC造 2F造 一部S造	50m(9コース) 25m(7コース・遊戯用) 幼児用(1池)	共用 一般:360円、中学生:190円、小学生以下+年長者:100円 専用 50m:平日6,150円、土日休6,750円 25m:平日3,900円、土日休5,100円 (1面1時間以内)	9時30分～17時00分	1～6月まで及び9～12月まで
5	大星プール	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	門司区不老町一丁目1番	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	昭和41年8月1日	昭和41年8月1日	RC造	50m(9コース) 25m(7コース) 幼児用(1池)	共用 一般:360円、中学生:190円、小学生以下+年長者:100円 専用 50m:平日6,150円、土日休6,750円 25m:平日3,900円、土日休5,100円 (1面1時間以内)	9時30分～17時00分	1～6月まで及び9～12月まで
6	北九州市立松ヶ江プール	北九州市スポーツ施設条例	門司区大字畑2066		昭和43年7月1日	昭和43年7月1日	S造平屋建	25m(9コース)、幼児用(1池)	共用 一般:360円、中学生:190円、小学生以下+年長者:100円 専用 25m:平日3,900円、土日休5,100円 (1面1時間以内)	9時30分～17時00分	1～6月まで及び9～12月まで
7	北九州市立門司青少年体育館	北九州市スポーツ施設条例	門司区東門司一丁目1番24号		昭和39年11月2日	昭和39年11月2日	S造、RC造 2F造	競技場 225㎡(柔剣道場) 管理室・更衣室 駐車場台数 18台(市民会館と共用)	無料	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
8	北九州市立門司陸球場	北九州市スポーツ施設条例	門司区谷町一丁目2番3号		昭和30年5月1日	昭和30年5月1日	木造 コンクリート ブロック造	競技場 2,898㎡ (クレー4面、野打ち1面) 夜間照明設備 更衣室・シャワー室 駐車場台数 13台	共用1人1回2時間 一般390円、高校生190円、小・中学生120円、年長者110円	(4～11月) 7時00分～21時00分 (12～3月) 7時00分～18時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
9	日野川陸球場	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	門司区新網13番		昭和51年10月19日	昭和51年10月19日	S造	競技場 1,520㎡ (クレー2面、野打ち1面)	共用1人1回2時間 一般390円、高校生190円、小・中学生120円、年長者110円	(4～11月) 7時00分～21時00分 (12～3月) 7時00分～18時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)

東部地域スポーツ施設 施設概要

No	施設名	設置根拠条項	所在地 (北九州市)	設置目的	着工年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
10	大里系剣道場	北九州市都市公園、 運動、駐車場等の設 置及び管理に関する 条例	門司区不老町一丁目1番4号	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	昭和50年6月22日	昭和50年6月22日	RC造 3F造	柔道場 320.32㎡(168畳) 剣道場 375.29㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 予定遊戯所	共用1人1回2時間 一般 390円、高校生190円、 小・中学生120円、年長 者110円 専用990円(1時間又は その端数ごとに)	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
11	北九州市立門司 弓道場	北九州市スポーツ施設 条例	門司区大里東一丁目4番6号		昭和42年3月11日	昭和42年3月11日	S造 平屋建	5人立 駐車場台数 10台	共用1人1回2時間 一般 250円、高校生以下120 円、年長者70円 専用 1,200円/時間 専用600円(1時間又は その端数ごとに)	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
12	北九州市立新門 司体育館	北九州市スポーツ施設 条例	門司区吉志新町二丁目1番1号		平成19年4月1日	平成19年4月1日	RC造 2F造	競技場 846.18㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 予定遊戯所 駐車場台数 80台(複合施設内で 共用)	共用 一般:390円、高校生: 190円、小・中学生:120 円、年長者:110円 専用 A区分:平日2,580円、 土日3,110円 B区分:平日3,880円、 土日4,670円	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
13	北九州市立小倉 北体育館	北九州市スポーツ施設 条例	小倉北区三郎丸三丁目4番1号		平成2年2月4日	平成2年2月4日	RC造 2F造	競技場 1,360.8㎡ 観客席 608人 事務室・会議室 更衣室・シャワー室 予定遊戯所 駐車場台数 70台	共用 一般:390円、高校生: 190円、小・中学生:120 円、年長者:110円 専用 A区分:平日2,580円、 土日3,110円 B区分:平日3,880円、 土日4,670円	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
14	北九州市立小倉 北柔剣道場	北九州市スポーツ施設 条例	小倉北区田町14番19号		昭和52年10月29日	昭和52年10月29日	RC造 2F造	柔道場 372.61㎡(196畳) 剣道場 385.13㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 駐車場台数 15台	共用1人1回2時間 一般390円、高校生190 円、小・中学生120円、年 長者110円 専用990円(1時間又は その端数ごとに)	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
15	關山弓道場	北九州市都市公園、 運動、駐車場等の設 置及び管理に関する 条例	小倉北区域内4番		昭和55年3月1日	昭和55年3月1日	RC造 平屋建	5人立 駐車場台数 12台	共用1人1回2時間 一般250円、高校生以下 120円、年長者70円 専 用1,200円/時間 専用600円(1時間又は その端数ごとに)	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)
16	三萩野体育館	北九州市都市公園、 運動、駐車場等の設 置及び管理に関する 条例	小倉北区三萩町三丁目3番1号		昭和52年10月16日	昭和52年10月16日	RC造 平屋建	競技場 720㎡ 管理室・更衣室・シャワー室	共用 一般:390円、高校生: 190円、小・中学生:120 円、年長者:110円 専用 A区分:平日1,260円、 土日1,520円 B区分:平日1,900円、 土日2,300円	9時00分～21時00分	年末年始 (12月29日～翌年1月 3日)

東部地域スポーツ施設 施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
17	三萩尊皇球場	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	小倉北区三萩野三丁目3番2号	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	昭和52年10月16日	昭和52年10月16日	RC造 2F造	競技場 8,040㎡ (砂入り人工芝12面) 夜間照明 管理棟・スタンド 収容人員 2,250人	共用1人1回2時間 一般490円、高校生 240円、小・中学生150 円、年長者140円 専用1面 1,260円/時間	(4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00 ※現在21時まで営業	年末年始 (12月29日~翌年1月 3日)
18	北九州市立小倉南体育館 (名称:大座敷裏アリーナ小倉南)	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区日の出町二丁目5番1号		昭和53年9月10日	昭和53年9月10日	RC造 一部S造	競技場 1,280㎡ 観客席 300人 事務所・会議室 更衣室・シャワー室 予備運動場 駐車場台数 70台	共用 一般:390円、高校生: 190円、小・中学生:120 円、年長者:110円 専用 A区分:平日2,580円、土 日3,110円 B区分:平日3,880円、 土日4,670円	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月 3日)
19	北九州市立小倉南臨球場	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区日の出町二丁目5番		昭和53年9月10日	昭和53年9月10日		競技場 1,575㎡(クレー2面) 付属施設は小倉南体育館と兼用	共用1人1回2時間 一般390円、高校生190 円、小・中学生120円、年 長者110円	(4~11月) 7時00分~21時00分 (12~3月) 7時00分~18時00分	年末年始 (12月29日~翌年1月 3日)
20	北九州市立城野体育館	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区八幡町34番1号		昭和57年4月4日	昭和57年4月4日	RC造 平屋 造	競技場 596.07㎡ 事務室・会議室・更衣室・シャワー 室 駐車場台数 15 台	共用 一般:390円、高校生: 190円、小・中学生:120 円、年長者:110円 専用 A区分:平日1,260円、土 日1,520円 B区分:平日1,980円、土 日2,300円	9時00分~21時00分	年末年始 (12月29日~翌年1月 3日)
21	北九州市立小倉南武道場	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区徳力二丁目10番1号		平成5年4月1日	平成5年4月1日	RC造 2F造	(1F) 柔道場 329.64㎡(195畳) 剣道場 329.64㎡ 練習室・更衣室・シャワー室 (2F) 相道場 6人立ち 駐車場台数 14台	共用1人1回2時間 一般390円、高校生190 円、小・中学生120円、年 長者110円 専用990円(1時間又は その倍数ごとに)	9時00分~21時00分	年末年始 (12月29日~翌年1月 3日)
22	粟川河畔プール	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	小倉南区徳力新町一丁目1番8号		昭和58年7月3日	昭和58年7月3日	RC造 平屋造	25m(6コース)、幼児用(1池)	共用 一般:360円、中学生: 190円、小・中学生以下・年 長者:100円 専用 25m:平日3,900円、土 日5,100円 (1面1時間以内)	9時30分~17時00分	1~6月まで 及び9~12月まで
23	粟川河畔臨球場	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	小倉南区徳力新町一丁目1番8号		平成11年11月1日	平成11年11月1日		競技場 2,035㎡(砂入り人工芝 3面) 壁打(1面)675㎡ 付属施設は粟川河畔プールと兼 用	共用1人1回2時間 一般490円、高校生 240円、小・中学生150 円、年長者140円 専用1面 1,260円/時間	(4~11月) 7時00分~21時00分 (12~3月) 7時00分~18時00分	年末年始 (12月29日~翌年1月 3日)

東部地域スポーツ施設 施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物の概要等	使用料	供用時間	休養日
24	吉田太陽の丘登球場	北九州市都市公園、遊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	小倉南区中吉田二丁目10番	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	平成18年4月1日	平成18年4月1日	S造 平屋造	陸技場 4,500㎡(砂入り人工芝6面) 更衣室・シャワー室 駐車場台数 10台	共用1人1回2時間 一般490円、高校生240円、小・中学生150円、年長者140円 専用1面 1,260円/時間	(4~11月) 7時00分~21時00分 (12~3月) 7時00分~18時00分	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
25	北九州市立袴橋プール	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区袴橋東一丁目2番13号		昭和48年7月14日	昭和48年7月14日	S造 平屋造	25m(5コース)、幼児用(1池)	共用 一般:360円、中学生:190円、小学生以下+年長者:100円 専用 25m:平日3,900円、土日休5,100円 (1面1時間以内)	9時30分~17時00分	1~6月まで及び9~12月まで
26	北九州市立袴橋体育館	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区下袴橋四丁目22番2号		平成10年8月2日	平成10年8月2日	RC造 S造	陸技場 1,064㎡ ステージ 105㎡ 観客席 276人 事務所・会議室 更衣室・シャワー室 駐車場台数 75台(複合施設と共用)	共用 一般:390円、高校生:190円、小・中学生:120円、年長者:110円 専用 A区分:平日2,580円、土日3,110円 B区分:平日3,880円、土日4,670円	9時00分~21時00分	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)

提案概要

(東部地域スポーツ施設 指定管理者)

団体名： 北九州スポーツネットワーク共同事業体

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
理念：情熱でつながるスポーツ未来都市・北九州 基本方針 1. 人と人がつながる ～スポーツコミュニティの醸成～ 2. 地域がつながる ～市内スポーツ施設の有効活用～ 3. スポーツ施設が未来につながる ～持続可能な運営～
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
コナミスポーツ：公共施設運営職員数 3,300 名、豊富な有資格者、親会社の現預金 2,192 億円 日本管財：職員数 10,876 名（連結）、有資格者によるバックアップ、売上高 1226 億円 コアズ：職員数 6,400 名、うち北九州支社 446 名、売上高 207 億円
(3) 実績や経験など
指定管理者：306 施設、複数施設一括管理 3,478 施設、福岡県内 300 施設、直営施設 179 施設 ・14 年半で積み上げたサービスレベルのさらなる発展 ・本施設を知り尽くす責任者・職員の継続

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
目標（令和 11 年度）：入場者数 56 万人、イベント回数 12 回 ・市の政策支援：SDGs 普及活動、パラスポーツ推進、北九州マラソン協力、北九州市コーナー ・トップアスリートイベント、教室無料イベント、健康カラオケ体操、宿題やつつけタイム、 成果発表会、トイレの洋式化、案内サインの更新 ・施設間の有機的な連携：シャッフル研修、施設間のリーダーミーティング ・ユニバーサルデザインのホームページ、SNS の活用、市内公共施設と連携した広報
(2) 利用者の満足度
目標（令和 11 年度）：利用者アンケート満足度 施設利用 97.0%、職員対応 98.5% ・備品の更新（卓球台、ウォータークーラー等） ・多角的な意見収集 ・幅広い広報 ・効果的な掲示物作成 ・サービスの質を高める研修 ・予防保全を第一とした維持管理業務 ・ISO を活用した品質管理 ・ホスピタリティあふれる清掃業務

【効率性】に関する取組み	
(1) 指定管理料及び収入	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減策：マルチジョブ、スケールメリットを生かした発注費低減、徹底したコスト意識 ・自主事業収入：教室の充足率向上、人気教室への入替、新たな教室開催、自動販売機設置 ・自販機収益の5%を市に還元
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・14年半の実績に基づく、適切な経費積算 ・緊急を要する修繕費の予算化 ・地元企業・運営委員会への再委託の継続

【適正性】に関する取組み	
(1) 管理運営体制など	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者を中心とした明確な指揮命令系統 ・エリア担当制の導入 ・高水準の品質・安全を確保する勤務体制 ・公共施設の職員にふさわしい研修 ・地域住民との連携（ラジオ体操、親子着衣水泳教室、地域のホットステーション等） ・関係団体との連携（学校・自治会への協力、ギラヴァンツ北九州とのイベント等）
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマーク取得（代表団体） ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン ・CPR・AED操作研修 ・施設特性を踏まえた安全対策 ・熱中症対策アンバサダー ・監視カメラの設置 ・市の防災情報の提供、外国人のための防災ハンドブック配布
(3) 地域貢献・社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な女性雇用、高齢者雇用、障がい者雇用 ・SDGs スポーツ プロギングの開催 ・ボルクバレット北九州の選手イベント ・小倉南区子どもまつりへの協力 ・北九州市民の雇用 95%（64名中 61名） ・北九州市立大学・九州女子大学の学生採用

提案額（千円）

令和7年度	453,942千円
令和8年度	453,942千円
令和9年度	453,942千円
令和10年度	453,942千円
令和11年度	453,942千円

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

東部地域スポーツ施設 指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和6年10月7日(月) 13:30~17:20
- 2 場 所 ミクニワールドスタジアム北九州 会議室5
- 3 出席者 (検討会構成員) 植田構成員、内田構成員、河邊構成員、
則松構成員、南構成員

(事務局) 都市ブランド創造局 スポーツ振興課
施設管理係長、担当職員
- 4 会議内容
 - 当日の配布資料・議事次第等について、事務局より説明
 - 検討会の位置づけ及び選定基準、採点の注意事項について、事務局より説明
 - 構成員の互選により、座長を選出

 - 応募団体(北九州スポーツネットワーク共同事業体)より提案概要に関してプレゼンテーション及び質疑応答
 - (構成員) 現指定管理者として施設を管理する中で、女性が利用しやすい工夫をしていることがあるか。
 - (応募団体) まずは、安全な施設にしていくため、定期的に全施設をモニタリングし、施設の老朽化等の問題がないか確認を徹底している。
 - (構成員) 大きい体育館や総合公園ではなく地域に密着した施設では、管理者がサービスを一方的に提供し続けると地域の主体性が失われる懸念があるが、地域の主体性を失わない工夫をしているか。
 - (応募団体) 事業者側が望む活動をするのではなく、利用者の要望に沿うような運用を行っている。例えば、UBUNTU FS プロモーションを構成員に加えることで、ボルクバレット北九州に対する利用者の関心を高められ、試合を見たことがない人が試合を見るきっかけになる。見る人が増えると、する人が増えるといった展開を考え、利用者のやりたいことを探していくような進め方をしていきたいと考えている。
 - (構成員) 北九州市内で他に魅力的に感じているスポーツ施設グループはあるか。また、東部地域スポーツ施設に手を挙げた理由はあるか。
 - (応募団体) 東部地域スポーツ施設以外では、総合体育館を含む西部地域スポーツ施設や、浅生スポーツセンターを検討したが、多角的に判断し、東部地域スポーツ施設のみ申請した。
 - (構成員) UBUNTU FS プロモーションが構成団体に入る意義について、イベントや教室等に関わる以外に大きな変化が見込めるか。
 - (応募団体) プロスポーツチームが構成団体に入ると、受け身の体制で行っ

ていたイベントや教室について、指定管理者として主体性を持って行うようになる。それにより、お互い様々な提案ができる関係性になると考えている。

(構成員) 提案にある広報手段の中で、チラシを配る頻度と枚数はどれくらいを想定しているか。

(応募団体) チラシについては、現在、近隣の小学校や幼稚園に配っており、今後も継続していく予定である。広報については、現状として行き届いていないところがあると認識している。まだ、来たことがない市民の方に情報を届ける手段としては、今後、インスタグラムに精通する業者に委託し取り組んでいく。

(構成員) ホームページに、随時、事業を更新させることは可能か。

(応募団体) ホームページがある施設とない施設があるため、全ての施設は難しい。しかし、SNSを頻繁に活用し、現状よりも事業等を露出する体制にしていきたい。

(構成員) 予算管理とコスト削減及び収益を向上させる取り組みについて教えてほしい。

(応募団体) 予算が適正に執行されているかに関しては、本社で常日頃から確認し、予算を執行する際は決裁をとって、適正かどうか判断している。収益の向上については、利用者満足度や利用者数を増やす取り組みを一つ一つ愚直に続けていく。接客接遇の研修、快適性の向上等を継続して行うと共に、プロスポーツチームを構成団体に入れることや、備品の更新を行うといった新しい取り組みも併せて行っていきたい。

(構成員) 小倉北体育館でボルクバレット北九州の選手を雇用するとあるが、選手の流動性が高い中、業務を円滑に行えるのか。

(応募団体) ボルクバレット北九州の雇用について、常駐での配置は計画しておらず、イベントや教室等の対応を想定している。選手の勤務時間については、シーズン中の公式戦等を考慮しながら調整する予定である。

(構成員) 施設の管理運営にとどまらず、2か月に1回の指定管理者会議でリーダーシップをとるとのことだが、具体的な取り組みについて教えてほしい。

(応募団体) 全国100か所以上の管理実績があるため、各施設で起きた問題の解決策を北九州市の指定管理者が集う会議で各管理者に共有していく。

- 構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自得点を記入し発表。
- 審査項目「指定管理者としての適性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
- 審査項目「有効性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえ

で、検討会としての評価レベルを決定

- 審査項目「効率性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
- 審査項目「適正性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
- 事務局は合計得点を発表し、検討会としての検討結果（総合的な所見）について協議
 - （構成員） 全体的によくできた提案だと思う。期待を込めて、もう少し地域のマーケティングに努めていただきたい。
 - （構成員） 安定してしっかりやるという印象で、任せても大丈夫だと感じている。しかし、UBUNTU FS プロモーションが構成員に入るメリットが明確でないことと、広報が弱いと感じた。
 - （構成員） 全体的に具体的かつ現実性が高いと考えられる提案で、社会貢献の視点も盛り込まれており、実績も踏まえ指定管理者として問題ない。
 - （構成員） 施設管理は人材が非常に重要な部分を占めるため、カスタマーハラスメント等の問題を各管理者と共有している点で、働く方々の労働環境の向上にもつながるため管理者として問題ない。
 - （構成員） 財政的にもかなり安定している。UBUNTU FS プロモーションが構成団体として入ることによる取り組みに期待している。
- 意見交換を行った後、最終的な取りまとめを行い、検討会を終了した。

令和6年11月21日
都市ブランド創造局スポーツ振興課
都市戦略局緑政課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：桃園公園・城山地区スポーツ施設
所在地・施設内容：別紙「施設概要」のとおり

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：スピナ・シンコースポーツ共同事業体
所在地：北九州市八幡東区平野二丁目11番1号
代表企業：株式会社スピナ
構成員：シンコースポーツ九州株式会社
主な業務内容：不動産賃貸業、建築・設備工事業、総合ビル管理業、防疫業、自動車事業、緑化環境事業、スイミングスクール運営事業、トレーニングジム運営業務、各種運動教室及び文化教室事業
PPP、PFI 事業等による公共スポーツ文化施設の管理運営業等

2 指定の経緯

令和6年8月29日 募集要項配布
令和6年9月30日 募集締め切り
令和6年10月7日 指定管理者検討会の開催
令和6年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ア 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- イ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ウ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体

が申請意向届出書を提出していること。)

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

エ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

オ スポーツ施設の管理運営及びスポーツ振興に関するノウハウや能力を有すること。

(2) 応募状況

説明会参加：3団体

応募件数：1団体（スピナ・シンコースポーツ共同事業体）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

4 検討会構成員 5名（五十音順）

- ・[市民代表] 植田 詩生（株式会社福岡リビング リビング北九州編集長）
- ・[学識経験者] 内田 満（NPO 法人スポーツウェイヴ九州 理事長）
- ・[経営に知見を有する者] 河邊 政恵（株式会社リバー不動産 代表取締役社長）
- ・[財務に知見を有する者] 則松 佳孝（則松佳孝税理士事務所 代表）
- ・[学識経験者] 南 博（北九州市立大学 地域戦略研究所教授）

5 選定基準

選定基準（=審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など

① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性
【有効性】
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度
① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】
(3) 指定管理料及び収入
① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
② 収入が最大限確保される提案であるか。
③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
② 経費の配分は適切であるか。
③ 積算根拠は明確であるか。
④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。
② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

(7) 社会貢献・地域貢献	
①	高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
②	労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③	SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④	地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤	地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥	市民雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
スピナ・シンコースポーツ共同事業体	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	3	4	5	4	3	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	4	4	4	3	4	4
	(3) 実績や経験など	5	3	4	5	4	3	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	4	4	4	4	4	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	4	3	4	3	3	3	6
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	15	3	3	3	3	3	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	4	3	4	3	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	3	3	4	3	3	3	6
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	3	3	4	4	3	3	6
(7) 社会貢献・地域貢献	10	3	3	4	4	4	4	8	
合計	110	75	77	85	81	74	—	77	
地元団体に対する優遇措置 (5点)								82	

(2) 検討会における主な意見

- ・ 代表団体、構成団体ともにしっかりした実績があり、新たな施設構成になっても円滑な運営を期待できる。
- ・ プールに魅力を感じて利用者が増えているのであれば、今後の広報戦略によるさらなる利用者拡大に期待する。
- ・ 働く人のモチベーションが高く施設に対する愛着を感じた。
- ・ 公園について面白い案で上手く活かしてほしい。

(3) 検討会における検討結果

- ・ 全体的にきめ細やかな提案内容となっており、管理運営については、実績も踏まえ指定管理者として問題ないと思われる。以上のことから、桃園公園・城山地区スポーツ施設の業務を行うのに十分な適格性を有していると考え。市は、検討会における議論を参考に、最終決定を行われたい。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、スピナ・シンコースポーツ共同事業体を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 指定管理者として十分な実績があり、安定した施設運営を期待できる。
- ・ 新たに組み入れられた施設についても団体が他に管理している類似施設とのローテーションにより、効率的かつ、有効な運営が期待できる。
- ・ 都市公園との一体管理における販わいづくりに関する提案も、地域と連携した提案がなされている。

(3) 付帯意見

特になし

8 提案額

	スポーツ施設	都市公園
令和7年度	298,540千円	28,609千円
令和8年度	298,540千円	28,609千円
令和9年度	298,540千円	28,609千円
令和10年度	298,540千円	28,609千円
令和11年度	298,540千円	28,609千円

桃園公園・城山地区スポーツ施設 施設概要

N o	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始 年月日	構造	建築物等の概要等	使用料金	供用時間	休業日
1	北九州市立 桃園市民プール (愛称:グローバルマー ケットアクアパーク桃 園)	北九州市スポーツ施設 条例	八幡東区桃園三丁目1番 6号	スポーツの普及及 び振興を図り、市民 の心身の健全な発 達及び明るく豊かな 市民生活の形成に 資する。	令和2年3月	令和2年6月1日	S造、RC造 地上2F 地下1F	(室内) 公称50m(8レーン) 公称25m(6レーン) 幼児用プール(26m×5.8m) 合鍵式 大型映像装置 (公園駐車場 300台)	共用1人1回2時間一 般600円 中学生 370円 小学生以下 180円 年長者180 円 共用(7.8月)1人1回 2時間一般390円 中学生300円 小学 生以下150円 年長 者110円	(7.8月) 9:00~20:00 (5.6.9.10月) ・宵夜9:00~ 20:00 ・その他13:00 ~20:00 (その他の月) 13:00~20:00	7.8月を除く月の月曜日 (その日が休日に当たるときは その翌日) 年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
2	桃園球場	北九州市都市公園、霊 園、駐車場等の設置及 び管理に関する条例	八幡東区桃園四丁目1番		昭和23年11月1日	昭和23年11月1日	RC造 平屋 造 SRC造	競技場 14,180㎡、収容人員 10,500人 本部舎・ベンチ・スタンド (公園駐車場:60台)	1面 4,050円/時間 高校生以下 2,020 円/時間	(4~10月) 6:00~21:00 (11~3月) 6:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
3	桃園運動場	北九州市都市公園、霊 園、駐車場等の設置及 び管理に関する条例	八幡東区桃園四丁目2番		昭和28年6月1日	昭和28年6月1日	RC造	競技場 13,000㎡(夜間照明)、収 容人員 11,000人 (公園駐車場 71台)	1面 1,200円/時間 高校生以下 900円 /時間	6:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
4	桃園庭球場	北九州市都市公園、霊 園、駐車場等の設置及 び管理に関する条例	八幡東区桃園三丁目1番		昭和33年12月1日	昭和33年12月1日	RC造 平屋 造	競技場 6,984㎡(クレー3面、砂 入り人工芝8面)覆打(2面)878㎡ シャワー室、事務室 (公園駐車場 50台)	共用1人1回2時間 一般490円、高校生 240円、小・中学生 150円、年長者140 円 専用1面 1,260 円/時間 ※クレーコートは別 途敷設有	(4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
5	桃園武道場	北九州市都市公園、霊 園、駐車場等の設置及 び管理に関する条例	八幡東区桃園三丁目1番		令和5年12月12日	令和6年5月11日	鉄骨造 平屋 造	延床1,497㎡ 柔道場(2面)、剣道 場(2面)、可変場(2面) 道の等 各1面	共用1人1回2時間 弓道場 一般250 円、専用600円/時 間 柔道道場 一 般390円、専用990 円/時間	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
6	城山緑地 アーチェリー場	北九州市都市公園、霊 園、駐車場等の設置及 び管理に関する条例	八幡西区屋敷二丁目4番		令和2年4月1日	令和2年4月1日	RC造 平屋 造	6レーン 12人立 多目的室・更衣室・トイレ	共用1人1回2時間 一般250円、高校生 以下120円 年長者 70円 専用1,200 円/時間	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
7	北九州市立 城山体育館	北九州市スポーツ施設 条例	八幡西区屋敷二丁目14 番1号		昭和53年1月26日	昭和53年1月26日	RC造 平屋 造 S造 C造	競技場 416㎡ 管理室・更衣室・シャワー室	共用1人1回2時間 一般390円、高校生 190円、小・中学生 120円、年長者110 円	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
8	北九州市立 城山球場	北九州市スポーツ施設 条例	八幡西区屋敷二丁目14 番		昭和57年3月27日	昭和57年3月27日	/	競技場 3,782.8㎡(夜間照明) 本部舎・ベンチ 駐車場は城山体育館と共用	1面 1,200円/時間 高校生以下 900円 /時間	(4~10月) 6:00~21:00 (11~3月) 6:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
9	北九州市立 城山庭球場	北九州市スポーツ施設 条例	八幡西区屋敷二丁目14 番		昭和57年3月27日	昭和57年3月27日		競技場 1,551㎡(全天候3面) 夜間照明 駐車場は城山体育館と共用	共用1人1回2時間 一般300円、高校生 150円、小・中学生、 年長者90円 専用1 面 750円/時間	(4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
10	北九州市立 大谷球場	北九州市スポーツ施設 条例	八幡東区大谷一丁目2番 15号		昭和2年	平成16年7月1日	RC造	競技場面積 14,365㎡ 本部舎・ベンチ・スタンド 収容人員 5,000人 日本電機から借受 駐車場 73台	1面 4,050円/時間 高校生以下 2,020 円/時間	(4~10月) 6:00~21:00 (11~3月) 6:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)

桃園公園 施設概要

N D	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始 年月日	構造	建築物等の概要等	使用料金	供用時間	休業日
1	桃園公園	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡東区桃園三丁目1番 桃園四丁目1番、2番	スポーツの普及及び振興を図り、憩いの場を提供することにより、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	昭和38年9月12日	昭和38年9月12日	—	173,200㎡ (スポーツ施設含む公園区域)	—	—	—
2	桃園公園駐車施設	北九州市都市公園、公園、駐車場等の設置及び管理に関する条例			昭和38年9月12日	令和5年10月2日 から有料化開始	—	普通自動車586台 大型・中型自動車10台	大型・中型自動車： 1台1回(1日以内)1,000円 普通自動車：入庫から1時間30分以内100円1時間30分を超えて2時間30分以内200円2時間30分を超えて3時間30分以内300円3時間30分を超えて12時間以内400円	5:00～22:00 出庫は24時間	—

提 案 概 要

(桃園公園・城山スポーツ施設 指定管理者)

団体名： スピナ・シンコースポーツ共同事業体

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
<p>管理運営の基本理念 地域と共にウェルビーイングなスポーツ拠点を実現する</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ウェルビーイング <ol style="list-style-type: none"> (1) スポーツ振興と普及（多様性） (2) 市民の健康増進（幸福とリラクゼーション） (3) 子どものスポーツ活動の推進（子どもたちの心身の健康や幸福感） (4) 地域連携（コミュニティーとの社会的交流） (5) スポーツによる都市ブランド力向上 (6) 利用者満足度の向上（快適な心地よさ） 2. 安定的で持続可能な運営 3. 安全・安心への貢献
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
<ul style="list-style-type: none"> ・代表企業では、指定管理課を組織し、本施設以外にも指定管理者として経験豊富な職員を多数雇用しており本部を含め、人的なバックアップ体制を構築し、安心安全な管理を実現します。 ・構成企業は、公共スポーツ施設の管理運営専門企業として、知識・技術力の高い職員を多く抱えており、その人材とノウハウを最大限に活用いたします。 ・NPO 法人北九州スポーツクラブ連絡会と協力、連携し、専門性の高い優秀な人材を確保します。 ・共同事業体 2 社ともに、経営状況は安定し良好です。
(3) 実績や経験など
<ul style="list-style-type: none"> ・代表企業では、平成 18 年から桃園施設で指定管理受託事業を開始し、スポーツ施設 4 件、文化施設 1 件の指定管理業務を受託している実績があります。 ・構成企業は、九州地方にて 14 施設を指定管理者として運営管理しており、プール施設としては、5 施設にて本施設と同様の監視業務を含む、指定管理業務を行っております。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・初心者から本格的な競技者まで対象とした多彩な自主事業、イベントを実施します。 ・子どもたちがいろいろなスポーツを幅広く体験できるようにイベントを実施します。

<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ大会にあわせたキッチンカーイベントの開催などでにぎわいづくりを実施します。 ・公園の一体管理となることから、業務の効率化と地域と連携したにぎわいづくりに取り組みます。 ・目標利用者数は、令和7年28万人とし、最終年度には28.1万人を目標とします。
<p>(2) 利用者の満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者満足度の目標は令和7年度94%とし、最終年度には95%を目標とします。 ・職員対応満足度の目標は、令和7年度95%とし、最終年度には95.5%を目標とします。 ・アンケートなどで収集したお客様の声は、協議・評価の上共有し、地道に改善に取り組みます。

<p align="center">【効率性】に関する取組み</p>
<p>(1) 指定管理料及び収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料提案額は、スポーツ施設は毎年度298,540千円とします。同様に公園は毎年度28,609千円とします。 ・自主事業やイベント、自動販売機による収益は、市民サービスに還元します。 ・きめ細かな利用調整を行い、施設の稼働率を上げることで、利用料収入を増加させます。 ・維持管理において、可能な限り自社対応を行い、外注費を圧縮し経費の縮減を図ります。 ・利用料金については、北九州市スポーツ施設条例の通りにて運用いたします。
<p>(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金や物価上昇に対応するため、職員の効率的な配置や管理器具の共用など一体管理による効率化を考えコストの圧縮を図ります。 ・これまでの管理実績と、構成企業の類似施設から導き出した指定管理料は、基本方針に基づいた各施策を実現し、また利用者と職員の安全を担保するための妥当な収支計画と考えます。

<p align="center">【適正性】に関する取組み</p>
<p>(1) 管理運営体制など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部を含めた各施設は隣接しており、緊急時はスピーディに対応できます。 ・経験豊かな専門職員を配置し、後進の育成を図り全体の職員レベルを向上させます。 ・6施設が効率的に連携し、限られた人員で全ての業務を補完できる体制とします。 ・日常的な訓練や研修、定期的な講習会を積極的に行い、職員の質の向上に努めます。 ・各社の持つノウハウが最大限は発揮できるような、業務分担・役割体制とします。
<p>(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の目的と重要性を職員に理解させ、漏えい、紛失が起きない体制を構築します。 ・合理的配慮を十分に理解し、障がい者だけでなく全利用者に対して公平かつ安心安全に利用できるよう接客指導を行います。 ・特定の利用者や団体に偏った対応を行わないように、内部監査を定期的を実施します。 ・事故後の対応はもちろん、事故の未然防止に注力いたします。 ・安全管理マニュアルの整備とマニュアルを実践するための訓練を定期的に行います。 ・監視員教育を徹底し、プールでの三重大事故防止に努めます。 ・自然災害、犯罪等の防止のため、市を含む関係機関と日常的に連携を深めます。

スポーツ提案額（千円）

令和7年度	298,540千円
令和8年度	298,540千円
令和9年度	298,540千円
令和10年度	298,540千円
令和11年度	298,540千円

公園提案額（千円）

令和7年度	28,609千円
令和8年度	28,609千円
令和9年度	28,609千円
令和10年度	28,609千円
令和11年度	28,609千円

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

桃園公園・城山地域スポーツ施設 指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和6年10月7日(月) 13:30~17:20
- 2 場 所 ミクニワールドスタジアム北九州 会議室5
- 3 出席者 (検討会構成員) 植田構成員、内田構成員、河邊構成員、
則松構成員、南構成員
- (事務局) 都市ブランド創造局 スポーツ振興課
スポーツ施設担当課長、施設管理係長、
担当職員

4 会議内容

- 当日の配布資料・議事次第等について、事務局より説明。
- 検討会の位置づけ及び選定基準、採点の注意事項について、事務局より説明
- 構成員の互選により、座長を選出

- 応募団体(スピナ・シンコースポーツ共同事業体)より提案概要に関してプレゼンテーション及び質疑応答
 - (構成員) 桃園地区は、ここ数年で大きく様変わりし、桃園市民プールについて、以前は子供たちが遊ぶ屋外プールがあったが、現在は競泳用のプールとなっている。そういった意味では子供たちの利用というのは難しくなっているが、何か工夫をしているか。また、大谷球場が老朽化しているが、八幡東区民からすると思い出の地であり、施設の有効利用等について、提案があるか。
 - (応募団体) プールの水深については、50mプールを1.8mで運用しており、利用者アンケートの中で、泳ぎが苦手な人が25mプールに行き25mプールが混雑するため、解消のための工夫をしてほしいという意見があった。現在50mプールでは、両端及び25m地点に、フロア台という高さ40cmの台を沈めており、泳ぎが得意じゃない方でも小休憩できるようにしている。水深が深い方が上級者には評判が良く、泳ぎに自身がある方もない方も50mプールを利用できる環境づくりをしている。
大谷球場の活用については、私共も課題として認識している。現在、北九州下関フェニックスにも利用していただいております。今後の連携も積極的に行っていきたい。例えば、大谷球場で子供向けイベントを行うことはできると考えている。まだ、具体的な計画等はないが、今後進めていく予定である。
 - (構成員) 世界水泳の事前キャンプの受入れをしたとのことだが、外国人に向けた多言語対応がどこまでできているのか伺いたい。

また、令和4年度実績で、コロナ禍前を上回る来場者数を記録したとのことだが、何か特別な理由があったのか。

(応募団体) 多言語対応に関しては、英語版の案内表示を市から用意されていたため、その案内をA3サイズで拡大印刷し、周囲のレストランや当施設と九州国際大学間の地図などを英語で記載したものを準備して対応したところ、大変喜んでもらった。英会話についても、外国籍のスタッフと日常会話の発音を練習する場を作る等しており、英会話スキルを持つ職員を増やしていきたいと考えている。普段から、外国人への対応を場面ごとにどうするかというイメージは話し合っている。

来場者数の増加については、コロナの利用制限等がなくなってから、大会ごとの観客数が大きく影響している。あとは、非常にありがたいことに、毎日新しい利用者がきている。新しい方が来た場合には、受付から更衣室まで丁寧に案内している。特に宣伝をしていなくても、大会で来場した人が施設を見て、次は個別で練習にきたり、チームで練習にきたりすることも多い。遠方のスポーツクラブからの利用相談もよくあり、プールの魅力が浸透してきたと感じている。

(構成員) 桃園公園の植物管理のことで、ここ数年猛暑で雑草の生え方が激しく、年に3回草刈する予定とのことだが、植物管理をする上での課題があれば伺いたい。

(応募団体) 毎年、気温と雨のタイミング、草の繁茂状況が一定ではない。市が発注している公園定期除草は、基本的に除草を行う月が決められているが、今後、スポーツ施設と公園を一体管理することになれば、管理者が現場の目で確認し、タイムリーな判断で時期をずらして除草することが可能になる。公園内の巡回を日々行いながら、高木の危険な枝などを確認してすぐに対応できる体制を組んで管理していきたい。また、協力体制として、八幡東区の八幡緑化建設にも協力を依頼しようと考えている。

(構成員) 障がい者施設の太陽パンから、イベント時にパンを仕入れる提案があったが、何がきっかけでそういう取り組みが生まれたのか。

(応募団体) 近くに太陽パンの会社があり、何らかの連携ができると感じていたところに、今回のスポーツ施設と公園の一体管理の公募があったことから、にぎわいづくりが可能ということで、太陽パンへ提案を持ち掛けたところ、快諾いただいた。

(構成員) 公園部分は、非常に子供の利用が多い中、安全管理についての記載が見当たらない。そのあたりの考え方、方針を伺いたい。

(応募団体) 車両と子供の飛び出し等の対策について、警備員を配置すると費用との兼ね合いもあり実施できていない。現状、来場する利用者に対して、十分注意してもらえるよう声掛けをしているが、これまでに以上に必要になると考えている。

今までは、スポーツ施設の利用者のみ対応していたため意識する

ことはなかったが、今後は公園全体の管理ということで、動線の管理等も考えていく必要があると思っている。行政と連携しながら対策を行っていきたい。

- 構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自得点を記入し発表。
- 審査項目「指定管理者としての適性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
- 審査項目「有効性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
- 審査項目「効率性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
- 審査項目「適正性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
- 事務局は合計得点を発表し、検討会としての検討結果（総合的な所見）について協議
 - (構成員) 学校プールが民間に移行しつつある中で、市と指定管理者により市民プールの在り方の検討が必要と思われる。また、大谷球場も老朽化が進んでいるため、同じ状況と思われる。
 - (構成員) 管理運営については、全く問題ないと思っている。積極的に PR しなくてもプールの魅力だけで利用者が増えているということであれば、しっかりとした広報戦略を立てれば、もっと利用者が増えるのではないかと期待している。
公園の活用については、キッチンカーや盆踊りという提案があったが、面白い案により公園を上手く活かしてもらえたらと期待する。
 - (構成員) スピナ、シンコースポーツ共に、しっかりした実績があり、それに基づくきめ細かな提案となっている。円滑な指定管理の実施は、新しい施設構成や業務内容になっても期待できる。
 - (構成員) 全体的にしっかり管理されているという印象である。管理していく上で、そこで働く人のモチベーションが非常に大事だと思っているが、話を聞いていると、施設に愛着を持って管理していると感じた。公園管理において、他の都市では台風災害等で木が倒れて人が亡くなる事案も発生しているので、そういうところは気を付けてほしい。
 - (構成員) よく考えられており、丁寧に提案を作られているという印象であった。
- 意見交換を行った後、最終的な取りまとめを行い、検討会を終了した。